官報

昭和八年三月十日　金曜日

第千八百五十六號

告示

◉**内務省告示第六十四號**

國籍法第二十條ノ二第二項ノ規定ニ依リ日本國籍ノ離脫ヲ爲シタル者左ノ如シ

昭和八年三月十日

内務大臣　男爵　山本　達雄

原籍	廣島縣安佐郡長束村七百八十九番地			
	廣島縣安佐郡	町村名	大字名	字名
	安藝	溫品	東山本	法導寺
	安佐	山本	市ヶ谷	甲四七九ノ三、四八〇ノ三、四八一ノ二及以上各地先以下府中大川落合ニ至ル法導寺川川敷
同	同	同	市ヶ谷ノ一部	二五四ノ二、二七四ノ三
同	同	同	旗ヶ谷	宇旗ヶ谷一二地先ヨリ宇市ヶ谷二七四ノ三地先ニ至ル東山本川河川敷
同	同	日浦	筒瀨	一二五〇ノ二、一二五一ノ二、一二五二ノ二、一二五三ノ二、一二五四ノ二、一二五五ノ二、一二五六ノ二、一二五七ノ二、一三〇一ノ二、一三〇二ノ二、一三〇三ノ二、一三〇四ノ二、一三〇五ノ二、一三〇六ノ二、一三〇七ノ二、一三〇八ノ二
同	同	宮野	奥谷	二二八二ノ二、二二八三ノ二、二二九五ノ二、二二八八ノ二、二二九〇ノ二、二二九九ノ二
同	同	後山	和田	二二七〇ノ二、二二七一ノ二、二二七三ノ二、二二八八ノ二及以上各地先以下後山川落合ニ至ル松ヶ原川河川敷
同	同	同	女夫釜	二〇二八ノ二、二〇二九ノ二、二〇三〇ノ二、二〇三一ノ二、二〇三二ノ二、二〇三三ノ二、二〇三四ノ二、二〇三五ノ二、二〇三六ノ二、二〇三七ノ二、二〇三八ノ二、二〇三九ノ二、二〇四〇ノ二
同	同	和田		二〇四八ノ二、二〇四九ノ二、二〇五一ノ二、二〇五二ノ二、二〇五三ノ二、二〇五四ノ二、二〇五五ノ二、二〇五六甲二〇六六
同	同	同		左岸字女夫釜二〇四〇ノ二以下後山川落合ニ至ル矢ヶ谷川河川敷
同	同	毛木	押出	右岸字和田二〇四八ノ二以下後山川落合ニ至ル矢ヶ谷川河川敷
同	同	同	久迫	九六四ノ三、九六九ノ二、九七〇ノ二、九七一ノ二、九七二ノ二、九七三、九七四ノ二、九八三ノ二、九八四ノ二、九八五ノ二、九八六ノ二、九八七ノ二、九八八ノ二、九八九ノ二、九九〇ノ二、九九一ノ二、九九二ノ二、九九三ノ二、九九四ノ二、九九五ノ二、九九六ノ二、九九七ノ二、九九八ノ二、九九九ノ二、一〇〇〇ノ二、一〇〇一ノ二、一〇〇二ノ二、一〇〇三ノ二、一〇〇四ノ二、一〇〇五ノ二、一〇〇六ノ二、一〇〇七ノ二、一〇〇八ノ二、一〇〇九ノ二、一〇一〇ノ二、一〇一一ノ二、一〇一二ノ二、一〇一三ノ二、一〇一四ノ二、一〇一五ノ二、一〇一六ノ二、一〇一七ノ二、一〇一八ノ二、一〇一九ノ二、一〇二〇ノ二、一〇二一ノ二、一〇二二ノ二、一〇二三ノ二、一〇二四ノ二、一〇二五ノ二、一〇二六ノ二、一〇二七ノ二、一〇二八ノ二、一〇二九ノ二、一〇三〇ノ二、一〇三一ノ二、一〇三二ノ二、一〇三三ノ二、一〇三四ノ二、一〇三五ノ二、一〇三六ノ二、一〇三七ノ二、一〇三八ノ二、一〇三九ノ二、一〇四〇ノ二、一〇四一ノ二、一〇四二ノ二、一〇四三ノ二、一〇四四ノ二、一〇四五ノ二、一〇四六ノ二、一〇四七ノ二、一〇四八ノ二、一〇四九ノ二、一〇五〇ノ二、一〇五一ノ二、一〇五二ノ二、一〇五三ノ二、一〇五四ノ二、一〇五五ノ二、一〇五六甲二〇六六及以上各地先以下上河内川落合ニ至ル三國川落合ニ至ル源山口川河川敷
同	同	同	國四郎	ヲ一七二、一七九ノ二、一八〇ノ二、一八二ノ二、一八九ノ二、一九一ノ二、イ一七二、ヘ一七二、ト一七二、カ一七二、ヨ一七二ノ二、一八二ノ二、一八六ノ二、グ一七二、一八四ノ二、一八六ノ二及以上各地先以下毛木小井川落合ニ至ル久迫川河川敷
同	同	中組		四〇八、四〇九、四一〇
同	同	伴	彙森	自三一〇八ノ四三至三一〇八ノ六〇及以上各地先彙森川河川敷
同	同	同	天狗瀨	二二七五三ノ三、二二七五四ノ三、二二七五五ノ二、二二七六六ノ二、二二七六七ノ二及以上各地先天狗瀨川河川敷
同	同	龜山	綾ヶ谷	六五一ノ二及同地内城田川河川敷
同	同	同	城田	六七四、六八〇ノ二、六八一ノ二、六七九及以上各地先横林川河川敷
同	同	同	横林	
同	同	大毛寺	原迫	五三五
同	同	同	給人原	三四九ノ九二、及以上各地先原迫川河川敷
同	同	綾ヶ谷	谷和	自一九二ノ一二至一九二ノ一六、及同地先以下大毛寺川落合ニ至ル谷和田川河川敷
同	同	勝木	松尾山	自一五一ノ一五二至一五一ノ一五八及以上各地先以下大毛寺川落合ニ至ル大谷原川河川敷
同	同	同	大谷原	七四二ノ四二、七四二ノ四三、七四二ノ五二及以上各地先松原川河川敷
同	同	同	松原	四一七ノ一、丙池内川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
同	同	山縣	八重	四一六ノ甲一三七、四一六ノ甲一三六、四一六ノ甲一三五、四一六ノ甲一〇三、四一六ノ甲一〇四、四一六ノ甲一〇七、四一六ノ甲一〇八、以上各地内池内川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
同	同	今田	西本谷	四一八ノ一二七、四一八ノ一二九、以上各地内池内川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
同	同	同	石風呂	三三〇ノ五、三三一ノ一四〇、三三一ノ一四八、三三一ノ一五四、三三一ノ一五五、以上各地内池内川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
同	同	同	東本谷	甲五一七ノ一内大谷川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域及同地内大谷川河川敷
同	同	同	春木源座	二五七、二五八、二五九ノ一、二五九ノ九、二五九ノ一〇、二五九ノ一一、二五九ノ一二、二五九ノ一三、二五九ノ一四、二五九ノ一五、二五九ノ一六、二五九ノ二〇、二五九ノ七五、二五九ノ七六、二五九ノ七七、二五九ノ七八、二五九ノ七九、二六三ノ一至二六三ノ五、二六三ノ九、二六三ノ一〇、二六三ノ一六、以上各地内賀相寺川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
高田	刈田	勝田	隱地	左岸大字今田字西本谷四一七ノ一、右岸大字同字東本谷四一八ノ一二七地先ヨリ右岸大字今田字石風呂四一六ノ甲一〇三地先ニ至ル池内川河川敷
同	秋越	小越	賀相寺	

本文
昭和八年三月十日印刷　昭和八年三月十一日發行
定價一部金三錢　郵税別途
印刷所　大藏省印刷局
發行所　東京市麹町區内幸町一丁目
東京市麹町區内幸町一丁目
大藏省
電話　丸ノ内（23）四〇〇一番
振替口座　東京　一八七五六番

同 同 同 東山 自二六四ノ二九至二六四ノ三四、自二六四ノ三七至二六四ノ四二、二六五、二八〇ノ五九、二八〇ノ六〇、二八〇ノ六二、二八〇ノ六五、自二八〇ノ八五至二八〇ノ八七、二八〇ノ九五、二八〇ノ九六、以上各地內實相寺川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域

同 同 同 實相寺
同 同 同 東山
左岸字東山二八〇ノ九六 右岸字實相寺二五九ノ七五 地先ヨリ 左岸字東山二六五 右岸字實相寺二五八 地先ニ至ル實相寺川河川敷

同 同 同 東山 自二六四ノ三五至二六四ノ三九各地內カラ谷川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
左岸字東山二六四ノ三六 右岸字東山二六四ノ三九 地先ヨリ實相寺川落合ニ至ルカラ谷川河川敷
二八〇ノ三四、二八〇ノ四八、二八〇ノ五〇、二八〇ノ六〇、二八〇ノ八五、二八〇ノ九六、以上各地內シダゴウ谷川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
左岸字東山二八〇ノ三四 右岸字東山二八〇ノ九六 地先ヨリ實相寺川落合ニ至ルシダゴウ谷川河川敷

同 三田 下川東 一〇五一ノ內神宮谷川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域及同地先神宮谷川河川敷

同 同 下野原 一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、以上各地內神宮谷川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域

同 同 上大椿 一〇二七、一〇七六、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八七、一一〇〇、一一〇一、以上各地內神宮谷川沿岸川ノ中心ヨリ千米ノ地域

同同 同同 下野原 上大椿 左岸字上大椿一〇二七 右岸字下野原一〇二八 地先ヨリ 左岸字上大椿一〇七六 右岸字下野原一〇四八 地先ニ至ル神宮谷川河川敷

賀茂 東志和 志和東 小越 九八八ノ二地先道入谷川河川敷

雙三 作木 香淀 唐香 八八九ノ三、甲一二六五ノ一、甲一二六五ノ二、乙一二三七、甲一二三七ノ一、乙一二六五、一二七八、一三八六、一三八七、一四〇〇ノ一、以上全筆
八八八ノ四、八八九ノ一、八八九ノ四、八九〇ノ一、一一〇二〇、甲一〇二一ノ一、一二三六ノ二、一二三六ノ三、一二三八ノ一、一二三九、乙一二四一、一二五〇ノ一、一二五〇ノ四、一二四六ノ一、一二四七、一二四八、一二四九、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六三、一二六四、一二六六、一二七一、一二七七、甲一二七九、一三八五、一三九〇ノ一、一三九一、一三九二、一三九四、一三九五ノ一、一三九五ノ二、一三九七ノ二、一三九九、一四〇〇ノ二、以上各地內唐香川沿岸川ノ中心ヨリ十五米ノ地域
左岸字唐香一三八五 右岸字唐香一二七九 地先ヨリ可愛川落合ニ至ル唐香川河川敷

同 同 下作木 落合 六四六、一一九五、一一九六、一一九七、乙一一九八、甲一一九八ノ一、甲一一九八ノ二、甲一一九九ノ一、甲一二〇〇、一二〇一ノ一、一二〇二、一二〇三、以上各地內上作木川沿岸川ノ中心ヨリ千米ノ地域
乙一一九九

同 同 上作木 下郷 三四、乙八四、九一、以上全筆
三、四、一九、二〇、三一、三三、三五、三九ノ二、四〇ノ二、五八、五九、七四、七五、甲八四、八五、九〇、九三、九四、六二、六三、七二、七三、七七、七八ノ二、九五、一〇六、一〇八、一〇九、一四二ノ一、一四二ノ二、一四四、一四五、一五五ノ一、一五五ノ二、一五八、一五九、一六〇、一五〇、一五三、一五四、一五二ノ一、一五二ノ二、一六一、以上各地內上作木川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域

同 同 同 中郷 一八〇全筆
一七七ノ一、一七七ノ二、一七八、一七九、一八一ノ一、一八一ノ二、一八二、一八三ノ一、甲一九五ノ二、乙一九五ノ一、乙一九五ノ二、一九六、一九七、以上各地內上作木川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
便坂川合流點以下 左岸字落合一一九五 右岸字同一二〇三 地先ニ至ル上作木川河川敷
一四〇ノ二、乙一七〇、乙一七三、丙一七三、乙二〇二、甲二〇二ノ二、以上全筆
一三八ノ一、一三八ノ二、一三九ノ一、一三九ノ二、一三九ノ三、一四〇ノ一、一四一ノ一、一四二ノ一、一四二ノ二、一四三ノ二、一五五ノ一、一六八、甲一七〇、一七一ノ一、一七二ノ二、甲一七三、一七四、一七六、一七七ノ二、二〇一ノ四、甲二〇二ノ四、二一四ノ一、二一四ノ二、二一六、二二三、二二四、二二五、二二六ノ一、二二六ノ二、二二六ノ三、二二七ノ一、二二七ノ二、二二八、二三〇、二三一、二三二ノ一、二三二ノ二、以上各地內便坂川沿岸川ノ中心ヨリ十米ノ地域
左岸字中郷一五五ノ一 右岸字中郷甲二〇二ノ四 地先ヨリ上作木川落合ニ至ル便坂川河川敷

同 布野 上布野 惣數 五六七ノ五、五七一、五七四、五七五、以上各地內湯谷川沿岸川ノ中心ヨリ九米ノ地域

同 同 湯谷 乙九六四、乙九六五、以上全筆
九六一、九六二、九六三、甲九六四、甲九六五、九六六、九六八、九七一ノ一、九七一ノ二、九七二、九七四、九七六、九七七、九八九、九九〇、一〇一〇、甲一〇一一、乙一〇一一、甲一〇一二、乙一〇一二、一〇一五、一〇一六、以上各地內湯谷川沿岸川ノ中心ヨリ九米ノ地域

同 同 同 大谷 五八〇、五八二、五八七ノ一、五八七ノ二、以上各地內湯谷川沿岸川ノ中心ヨリ九米ノ地域
左岸字大谷五八〇 右岸字惣數五七五 地先ヨリ布野川落合ニ至ル湯谷川河川敷

同 同 同 大伴 六七二、六八八、六八九ノ三、自六九七ノ一至六九七ノ四、六九八、六九九ノ一、六九九ノ二、七〇一、以上各地內尻無川沿岸川ノ中心ヨリ八米ノ地域

同 同 同 二又 一二九一、一二九二、一二九三、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、以上各地內尻無川沿岸川ノ中心ヨリ八米ノ地域

同 同 同 大仙 一三四二、一三四三ノ一、一三四三ノ二、一三四五ノ二、一三四六、以上各地內尻無川沿岸川ノ中心ヨリ八米ノ地域
七〇二、七〇三ノ一、七〇五ノ一、七〇五ノ二、七一二、以上各地內尻無川沿岸川ノ中心ヨリ八米ノ地域

同 同 同 鏡ケ宿 一五〇六ノ三全筆
一五〇一ノ一、一五〇一ノ二、一五〇四、一五〇五ノ一、一五〇五ノ二、一五〇六ノ一、一五〇六ノ二、一五〇六ノ四、一五〇六ノ五、一五一一ノ一、以上各地內尻無川沿岸川ノ中心ヨリ八米ノ地域

同 同 同 小原 一四九五ノ一、一四九六ノ一、一四九六ノ二、一五〇〇ノ一、一五〇〇ノ二、以上各地內尻無川沿岸川ノ中心ヨリ八米ノ地域

同 同 同 川添 一三四七、一三四八、以上各地內尻無川沿岸川ノ中心ヨリ八米ノ地域
左岸字大仙七一二 右岸字大谷六七二 地先ヨリ布野川合流點ニ至ル尻無川河川敷

沼隈 瀬戸 長和 小三郎 二九八、二九九

蘆品 栗生 栗柄 蛇ケ窪 一一〇八ノ一、一一〇八ノ三

深安 中條 東中條 左岸字才ノ元一八四九 右岸字堂々谷一四三〇 地先ヨリ下流今信川落合ニ至ル本川河川敷及兩岸堤防敷

豐田 田野浦 奧山 三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六ノ一、三六六ノ二、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇一ノ一、四〇三、四一二、四一三

同 同 同 山口 四四三ノ一、四四四、四四八、四四九、四五〇、四五一、四五二、四五四、四五五、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、及山口川河川敷

同 同 奧山 山口 奧山川河川敷

同 沼田東 釜山 中山 一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二ノ一、一六二ノ二、以上各地內水田川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域

同 同 同 水田 一六三、一六四、一六五ノ一、一六八、一七〇、一七一、一七二、一六七ノ一、一六七ノ三、以上各地內水田川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域及一六七ノ一地先以下天井川落合ニ至ル水田川河川敷

同 小泉 耳津山 乙二八〇ノ三ノ內宮谷川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域
同 同 福錄山 五三〇、五三一、五三三
同 同 加居山 五五一全筆及五六六ノ四ノ內福錄川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域
豐田郡小泉村地內宮谷川、福錄川、秋年川各河川敷

同 下北方 新庄庵 丁八一、八二、八三、八四、八五ノ一、八六、八七、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、甲九五、乙九五、九六、九七、九八、甲九九、乙九九

同 同 炭釜 一〇〇、乙一〇一、一〇二、乙一〇三、一〇四、一〇五ノ一、甲一〇三、乙一一一、一一二、一一三、丁一一五、甲一一五ノ一、甲一一五ノ三、一〇六

同 南方 榑ケ原 七〇、七一、七二ノ一、自七二ノ四至七二ノ五二、自七三ノ一至七三ノ五、自七三ノ八至七三ノ一四、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、自八二ノ一至八二ノ八、自八三ノ一至八三ノ三、八四ノ一、八四ノ二、八六、八七、自八八ノ一至八八ノ四、八九、自九〇ノ一至九〇ノ一二

同 同 一ケ谷 五五九、五六〇、五六一、五六二、自五六三ノ一至五六三ノ五

御調 諸田 諸毛 永野山 三三〇七ノ三、三三〇七ノ四
永野川ノ內與兪川落合ヨリ下流百米ノ間ノ河川敷及與兪川河川敷

同 下川邊 河南 石淵 三九一、三九二、甲三九四、三九六、四〇一、四〇五

同 河內 丸河南 大久保 一四二ノ一、一四五、一四六、一四七ノ一、一四九、一五〇、以上各地內魚ケ平川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域

同 同 同 魚ケ平 一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇七、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一九、一一二二、一一二三、一一三四、以上各地內魚ケ平川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域

同 同 同 大羽谷 一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、以上各地內魚ケ平川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域

同 同 同 藤原 一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、以上各地內藤原下川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域
二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一ノ一、二二五二、二二五三、以上各地內藤原下川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域
二二五八ノ一、二二五九ノ二、二二六〇、二二六一ノ一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二七四、二二七五、二二七六、二二七七ノ一、二二七八ノ一、二二七九、二二八〇、以上各地內藤原上川沿岸川ノ中心ヨリ二十米ノ地域

三三二五三	第三漣採丸	TPQK
三二四九八	第二日照丸	TJCP
三二四九七	第一日照丸	TJCN
二〇七四七	北國丸	NKMF
三三五二〇	鳥取丸	VBSD
三三二九一	第三千鳥丸	VBSR
三五二八九	千鳥丸	VBSP
三五二九二	第五千鳥丸	VBST
三二四九四	第二千鳥丸	TJCK
三二四九三	第一千鳥丸	TJCH
二四六八九	開洋丸	SJNB
三二五一六	第三對博丸	TJDS
二八六二九	第一大漁丸	SJPQ
二八六三〇	第二大漁丸	SJPR
三五二八六	第壹八東丸	VBSL
三五二八七	第貳八東丸	VBSM
三五二九三	第一金比羅丸	VBSW
二三〇九五	荒神丸	RBKS
二四六八三	第二壽丸	RKLP

◉遞信省告示第四百七十五號

昭和七年十一月遞信省告示第千八百九十三號中「大阪八幡屋」ノ次ニ「大阪築港、大阪堂山、大阪十三橋、大阪三國町、東淀川淡路、大阪網島、大阪澤上江四、大阪都島、大阪東野田、此花玉川、西淀川佃、大阪傳法町、大阪千鳥橋、港千舟橋、港九條、港桂町、大阪南安治川、大阪土佐堀、大阪淀屋橋、大阪上本町、大阪木野町、大阪內本町、大阪谷町五、大阪玉造稻荷前、大阪四ツ橋、大阪心齊橋、東成片江、東成猪飼野、東成今里、大阪鶴橋、天王寺安倍野橋、大阪木津、浪速大國、大正小林、大正北泉尾、大阪飛田、住吉松虫、大阪安立町、住吉帝塚山、住吉中野、大阪南田邊、大阪幸運橋、港玉船橋」ヲ、「京都東洞院錦」ノ次ニ「京都東九條、京都五條東洞院、京都新町五條、京都大宮六角、京都三條三幸町、京都三條大橋、京都本町」ヲ加ヘ「神戸長狹七及神戸水木」ヲ「神戸長狹七、神戸水木、神戸奥平野、神戸瀧道、神戸小野柄、神戸中山手、神戸岩屋、神戸坂口、神戸脇濱、灘西郷、神戸和田崎、神戸湊町、神戸柳原、神戸長田、神戸小松、神戸濱中、神戸西代、神戸六甲口及常光寺」ニ改ム

本告示ハ本日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年三月十日　遞信大臣　南　弘

（參照）

昭和七年十一月遞信省告示第千八百九十三號ハ中華民國及滿洲國宛小包郵便物ヲ取扱フ無集配三等郵便局ノ件ナリ

◉遞信省告示第四百七十六號

昭和八年二月二十三日限リ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「愛德丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和八年三月十日　遞信大臣　南　弘

◉遞信省告示第四百七十七號

昭和八年三月六日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「日高丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和八年三月十日　遞信大臣　南　弘

發受所名	呼出符號	對手電信官署	發受電報ノ種別
姫路丸託送（共同漁業株式會社姫路丸）	JJMF	各海岸局及各船舶局	和文電報

◉遞信省告示第四百七十八號

昭和八年三月十六日ヨリ左記郵便局ニ電話交換業務ヲ開始ス

昭和八年三月十日　遞信大臣　南　弘

名稱	位置
四鄕郵便局	奈良縣吉野郡四鄕村

◉遞信省告示第四百七十九號

昭和五年十一月遞信省告示第二千三百九十五號外國電報ノ取扱ニ關スル制限中左ノ通改正ス

昭和八年三月十日　遞信大臣　南　弘

亞米利加地方ノ部「ペルー」國ノ項中第三號ヲ左ノ如ク改メ且第四號ヲ加フ

三　隱語電報ニハ使用隱語書名ヲ局用記事トシテ附記スルコトヲ要ス但シ私用隱語ヲ以テ記載スル場合ハ「Prive」ト附記スルコトヲ要ス

四　電報ハ檢査ニ附セラル

◉遞信省告示第四百八十號

昭和八年三月九日限リ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「慶運丸託送」ノ項ヲ削除ス

昭和八年三月十日　遞信大臣　南　弘

◉遞信省告示第四百八十一號

昭和八年三月十日ヨリ左記電信取扱所ノ事務ヲ開始ス

昭和八年三月十日　遞信大臣　南　弘

名稱	位置
慶運丸無線電信取扱所	原田汽船株式會社所屬汽船慶運丸

◉遞信省告示第四百八十二號

亞米利加合衆國ニ於テ帝國向郵便爲替ノ振出ヲ一時停止シタルニ付大正十四年十一月遞信省告示第千五百十二號帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表中「アラスカ」、米領「サモア」、「キュバ」共和國、「グァム」、「パナマ」運河地帶、「ポートリコ」、「サモア」ノ部米領「サモア」、亞米利加合衆國及「ヴァージン」群島ノ部米領「ヴァージン」群島ノ各項第十三欄ニ「帝國ニ宛ツル郵便爲替ノ振出ハ一時停止中」ヲ加フ

昭和八年三月十日　遞信大臣　南　弘

正誤

一昨八日鐵道省告示第六十號終ヨリ二行「青森縣、百石町長」ハ「青森縣百石町長」ノ誤　鐵道書記官

敍任及辭令

◉昭和八年三月五日

敍勳七等授瑞寶章　從七位勳八等　保村久太郎

◉昭和八年三月八日

任海軍大尉　海軍中尉從七位　百崎　三郎

敍正七位　從七位　百崎　三郎

敍勳六等授單光旭日章　正七位　百崎　三郎

（各通）
韓　百薰
南宮　煉
敍正八位

◉昭和八年三月九日

埼玉縣師範學校教諭兼埼玉縣師範學校訓導埼玉縣師範學校舍監　新井　誠治
師範學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

富山縣立魚津中學校教諭陸軍步兵少尉正八位　傳田　稅
公立中學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

內閣印刷局技師　松本　純三
長野縣上田市ヘ出張ヲ命ス

宮內次官　大谷　正男
神社制度調査會委員被仰付

正七位　飯田　玉雄
齒科醫師試驗委員被仰付

宮內次官　大谷　正男
中央諸官衙建築準備委員會委員被仰付

鐵道省事務官　鶴岡　壽
（各通）鐵道局副參事　伊東　信一
依願免本官

大阪市會議員　小出善兵衛
都市計畫大阪地方委員會委員被仰付

從四位勳四等　山田　博愛
都市計畫群馬地方委員會委員被仰付

地方技師　上井　粂吉
都市計畫三重地方委員會幹事被仰付

（各通）愛知縣會議員　神戸小三郎
同　小澤富三郎
都市計畫愛知地方委員會委員被仰付

濱松市會議員　久野　茂
（各通）同　山下　治助
同　石田　秀作
都市計畫靜岡地方委員會委員被仰付

濱松市會議員　鈴木　幸作
依願都市計畫靜岡地方委員會被免

大垣市技師　牧野　潔
都市計畫岐阜地方委員會幹事被仰付

公立實業學校教諭　宮崎奈良治
（各通）同　野口九八郎
願ニ依リ本職ヲ免ス（以上內閣）

宮內次官　大谷　正男
宗秩寮審議官被仰付
學習院評議會會員被仰付
舊堂上華族保護資金調査委員長被仰付
豫算委員長被仰付
宮內官考查委員會委員長被仰付
宮內省恩給審查會會長被仰付
王公族審議會審議官被仰付
帝室技藝員選擇委員被仰付
宮內官考查委員會委員被免
宮內省恩給審查會委員被免

內藏頭男爵　白根　松介
華族世襲財産審議會會員被仰付
宮內省恩給審查會委員被仰付

從三位勳四等公爵　三條　公輝
舊堂上華族保護資金調查委員被仰付

從三位勳四等侯爵　木戸　幸一
學習院評議會會員被仰付

內匠頭　木下　道雄
宮內官考查委員會委員被仰付
豫算委員被免
舊堂上華族保護資金調查委員被免

宮內事務官　鹿兒島虎雄
豫算委員被仰付
舊堂上華族保護資金調查委員被仰付
宮內省恩給審查會幹事ヲ免ス

宮內書記官　酒卷　芳男
宮內官考查委員會委員被免
宮內省恩給審查會幹事ヲ命ス
王公族審議會幹事ヲ免ス

宮內省參事官　高木　三郎
宮內官考查委員會委員被仰付
王公族審議會幹事ヲ命ス（以上宮內省）

外務書記官　高田　休廣
文化事業部勤務ヲ命ス（以上外務省）

故陸軍步兵少尉平野直意妻　平野　シナ
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金參千圓ヲ賜フ

故陸軍騎兵特務曹長江口軍治母　江口　フリ
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金貳千五百圓ヲ賜フ

故陸軍步兵伍長大村政司兄　大村與平治
故陸軍步兵伍長柳澤壽惠次母　柳澤　ませ
故陸軍步兵伍長細江靖父　細江　具十
（各通）故陸軍步兵伍長和田正二母　和田　仲野
故陸軍騎兵伍長寺內福次郎父　寺內德治郎
故陸軍騎兵伍長秋元家康母　秋元　ミヤ
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金壹千六百圓ヲ賜フ

故陸軍步兵上等兵阿部正男母　阿部　ユキヱ
故陸軍步兵上等兵木下榮一父　木下　龜吉
故陸軍步兵上等兵沼尻史男父　沼尻恒太郎
故陸軍步兵上等兵吉澤正一郎父　吉澤彌三郎
（各通）故陸軍步兵上等兵田幸英吉父　田幸　理助
故陸軍步兵上等兵宇佐見昇父　宇佐見松次郎
故陸軍騎兵上等兵佐藤博父　佐藤巳之松
故陸軍工兵上等兵山口定二父　山口定次郎
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金壹千四百圓ヲ賜フ

故陸軍步兵上等兵白井好男父　白井　桂次
（各通）故陸軍步兵上等兵鶴田健吉父　鶴田　鶴吉
故陸軍步兵上等兵北野勇勝父　北野勇之助
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金壹千百圓ヲ賜フ

故陸軍工兵上等兵伊藤修作家督相續人　伊藤　きん
昭和六年陸軍省告示第三十七號ニ依リ特ニ金七百圓ヲ賜フ（以上陸軍省）

海軍大尉　河野　毅
補扶桑分隊長

帆風水雷長兼分隊長海軍大尉　笹川　博
補旗風水雷長兼分隊長

野風砲術長兼分隊長海軍大尉　鈴木　重
補橫須賀海兵團分隊長兼教官

伏見乘組海軍大尉　山口　達也
補春風砲術長兼分隊長

海軍大尉　石川　健逸
補野風砲術長兼分隊長

同　旭　龍雄
補橫須賀海軍航空隊附兼教官

同　井野　榮市
補伏見乘組

同　稻見　高男
補第三艦隊司令部附

同　關本　好雄
補帆風水雷長兼分隊長（以上海軍省）

司法技師　飯島　猛夫
巢鴨刑務所建築場兼勤ヲ命ス

名古屋控訴院檢事　中尾友三郎
退職ヲ命ス（以上司法省）

作業技師（豐多摩）　神崎　優
大阪刑務所勤務ヲ命ス

作業技師（巢鴨）　工東　寅信
豐多摩刑務所勤務ヲ命ス

作業技師（小菅）　根田　粂治
巢鴨刑務所勤務ヲ命ス（以上同）

京都帝國大學助教授　大澤　達
（各通）九州帝國大學助教授　澤田藤一郎
在外研究中俸給百分ノ四十ヲ支給ス

公立高等女學校教諭　飯山　勇吉
鹿兒島縣立第一高等女學校教諭ニ補ス

公立實業學校教諭　森本長太郎
高知縣立高知工業學校教諭ニ補ス（以上文部省）

宮崎高等農林學校教授　小松伊三郎
補宮崎高等農林學校生徒主事

同　橋本　重郎
宮崎高等農林學校生徒主事ヲ免ス

松浦　篤實
內科學研究ノ爲亞米利加合衆國ニ在留ヲ命ス（以上同）

從四位勳三等　鳥養利三郎
電氣事業主任技術者資格檢定委員ヲ囑託ス（以上遞信省）

鐵道省事務官　森　光義
六級俸下賜
經理局會計課勤務ヲ命ス

同　鶴岡　壽
八級俸下賜
運輸局貨物課勤務ヲ命ス

鐵道局副參事　伊東　信一
一級俸下賜（以上鐵道省）

鐵道省事務官　森　光義
青島ヘ出張ヲ命ス（以上同）

副檢查官　行方信太郎
臺灣總督府及同所屬官署會計實地檢查トシテ出張ヲ命ス（以上會計檢查院）

公立中學校教諭　矢吹　誠
八級俸當分千四百四拾圓下賜

公立實業學校教諭　細谷　資忠
八級俸當分千四百貳拾八圓下賜（以上二月十八日神奈川縣）

公立中學校教諭　須藤　九郎
三級俸下賜（以上同）

公立實業學校教諭　古賀　正記
年功加俸年額九拾六圓下賜（二月十八日埼玉縣）

公立中學校教諭　森　三郎
七級俸當分千五百圓下賜（二月十日奈良縣）

同　森　三郎
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和八年二月十八日ヨリ年功加俸年額九拾六圓下賜（二月十八日同）

第1856号本文

公立中學校教諭　小野　峰次
昭和八年二月二十二日ヨリ公立學校職員年功加俸年額金百四拾四圓下賜
公立實業學校教諭　桑原　忠八
昭和八年二月一日ヨリ公立學校職員年功加俸年額金百四拾六圓下賜
同　神保政治郎
昭和八年二月一日ヨリ公立學校職員年功加俸年額金百壹圓下賜(以上二月二十日福島縣)
地方農林技師　名須川甲子郎
十一級俸下賜(二月三日青森縣)
地方農林主事　佐々木大助
十二級俸下賜(二月二日同)
公立高等女學校教諭　高內　宗儀
七級俸當分千五百貳拾圓下賜(二月二日岡山縣)
公立實業學校教諭　小松　保雄
七級俸當分年俸千五百七拾貳圓下賜(二月十八日高知縣)

彙報

○官廳事項

◎在本邦佛國大使館事務所移轉　在本邦佛國大使館事務所竝ニ大使官邸ハ今般夫々麻布區富士見町三十三番地竝ニ同町三十九番地ニ移轉セル旨同大使館ヨリ去月二十八日附ヲ以テ通知アリタリ

◎在本邦米國大使館外交官補離任　在本邦米國大使館外交官補ジョゼフ、トウィッティーハ今般任務終了離任セル旨同大使館ヨリ本月二日附ヲ以テ通知アリタリ

◎官吏死去　通信事務官從七位勳七等中田與市郎ハ去月二十七日死去セリ

○監獄

◎受刑者罪名別　昭和八年一月末日現在受刑者罪名別左ノ如シ(△印ハ減)(司法省)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
竊盜	二六、〇四二	二一五	二六、二五七	二六、三三四	二三、九七三	△七七	二、二八四
強盜	三、四五九	三	三、四六二	三、四四六	三、一五三	一六	三〇九
賭博及富籤	四七三	六	四七九	四七〇	三六三	九	一一六
詐欺及恐喝	四、五五九	三三	四、五九二	四、六四一	四、一三九	△四九	四五三
橫領	一、三六五	二	一、三六七	一、三七八	一、三〇一	△一一	六六
贓物ニ關スル	三〇七	五	三一二	三〇六	二八一	六	三一
通貨僞造	一〇六	—	一〇六	一〇八	九六	△二	一〇
文書、印章、有價證券僞造	七二二	六	七二八	七五〇	七一二	△二二	一六
僞證及誣告	三五	—	三五	四一	二五	△六	一〇
瀆職	二六	—	二六	二七	一七	△一	九
傷害	一、六四九	一四	一、六六三	一、七二一	一、五四二	△五八	一二一
殺人	二、三七七	一〇三	二、四八〇	二、四九八	二、三二一	△一八	一五九
嬰兒殺	一一	三	一四	一四	一三	〇	一
墮胎	一三	一	一四	一九	二二	△五	△八
猥褻姦淫及重婚	五五七	三	五六〇	五五八	四九九	二	六一
逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	一九	—	一八	一九	一三	〇	六
皇室ニ對スル	一二	—	一二	一二	九	〇	三
公務執行妨害	四四	—	四四	四四	三五	〇	九
騷擾	四〇	—	四〇	四〇	一七	〇	二三
放火	一、八七九	一七六	二、〇五五	二、〇四二	一、七七五	一三	二八〇
住居ヲ侵ス	三七六	—	三七六	三九三	三七三	△一七	三
略取及誘拐	一四二	四	一四六	一四九	一五六	△三	△一〇
其他	一九七	四	二〇一	二〇〇	一六九	一	三二
計	四四、四一〇	五七八	四四、九八八	四五、二一〇	四一、〇〇四	△二二二	三、九八四
陸海軍刑法	二八	—	二八	三二	一二	△四	一六
兵役法	二	—	二	三	一	△一	一
森林法	二一	—	二一	一八	二〇	三	一
選擧法	二一	—	二一	二九	一六	△八	五
新聞紙法及出版法	六	—	六	六	二	〇	四
治安警察法	一	一	二	一	一	一	一
治安維持法	二六八	三	二七一	二六五	二三八	六	三三
暴力行爲等取締處罰規程	一三〇	一	一三一	一四四	一二〇	△一三	一一
爆發物取締罰則	二一	—	二一	二一	一八	〇	三
銃砲火藥類取締規則	五五	—	五五	五八	一七	△三	三八
警察犯處罰令	一四二	一一	一五三	一六四	六二	△一一	九一
廳府縣令及警察令	一五	—	一五	一四	五	一	一〇
其他	二四二	一	二四三	二五九	一六〇	△一六	八三
計	九五二	一七	九六九	一、一一四	六七二	△一四五	二九七
總計	四五、三六二	五九五	四五、九五七	四六、三二四	四一、六七六	△三六七	四、二八一

○陸海軍

◎日本赤十字社錄事

有功章授與　日本赤十字社ハ左記九名ノ社業上ノ功勞又ハ社資幫助ノ篤志ニ對シ上奏勅裁ヲ經テ有功章ヲ授與セリ

靜岡　田中廣太郎
滋賀　井狩平九郎
石川　佐々木次兵衞
廣島　山本　幹雄　橋本　龍一
朝鮮　宮林　泰次　北野　ミス　田口　茂八
滿洲　恒吉　時廣

特別社員推薦　日本赤十字社ハ左記百十八名ノ社業上ノ功勞又ハ社資幫助ノ篤志ニ對シ特別社員ニ推薦セリ

北海道　木村　直作　松久　市治　橋本　甚松
　林　好次　高橋　由藏　辰田　長吉
　田鎖郁太郎　澤田留次郎　白井仁太郎
東京　山本　全
京都　大野　勇　大倉　重藏　吉田　由松
　楠前武三郎
大阪　牛塚平右衞門
神奈川　西條勇治郎　石川兼次郎　山本　鎰藏
　梶　正三　黑柳辰次郎
兵庫　鹽塩　章　柏木庄太郎
長崎　目良　勝
三重　橋爪幸之助
靜岡　田中廣太郎
滋賀　久木富治郎
石川　佐々木次兵衞
岡山　土屋　正三　西崎　馬次
廣島　橋本　龍一
山口　森脇　つな　松永　勝藏　宮崎　織藏
　安部　米市
德島　古川　隼人
大分　小幡　美利　加來　義市
佐賀　島　次六　陣內　實猛　永淵　卯一
　江口　覺　志田　英利　古賀　米吉
　原田　貞六　江口　一次　川浪惣次郎
　中島　忠六　吉田　鉄雄　下河邊　操
　山口　宗孝　鹿毛　茂樹　原田　喜藏
　藥師寺　悟　稻富　庄作　嘉村福之助
　倉重　正義　田邊　熊喜　金森節三郎
　岩下　定藏　山口　英作　大塚竹治郎
　吉田　三郎　脇山忠治郎　牟田　澤一
　田村　包夫

臺灣　栗山　新造　山本壽太郎　長岡定三郎
　櫻井　齊　川崎　一三　三善　犬夫
　陳　建上　小出平左衞門　迫間　一男
朝鮮　田口　茂八　高橋茂太郎
　木下　芳造　林次郎右衞門　渡井口清太郎
　山口　喜澄　大島邦三郎
滿洲　秋吉　治郎　薛　植三　楊　玉堂
　藤平　泰一　野木　定吉　山崎　寅八
　秋月　長吉　田鴻　洲　沙　廣富
　周　志安　康　潤亭　朱　連昌
　林　友恭　欒　誠九　戴　子銘
　楊　永慶　徐　友桐　干　宗海
　張　紱亭　朱　忠仁　遲　鳳翔
　李　子鐸　牟　惠洲　鄒　雲富
　朱　㷔　吉野　雅重　益田　スヨ
　桂　代五郎　鮫島　宗平　日高長次郎
　小島喜久馬　梶山　又吉　石塚　邦器
　森島　守人　平井　齊三　濱田起世次
　添田　正八

木杯贈與　日本赤十字社ハ左記四名ノ社業上ノ功勞又ハ社資幫助ノ篤志ニ對シ木杯一組宛贈與セリ(以上陸軍省、海軍省)

大阪　兒玉　米子
岐阜　山本　鱶
富山　酒井　常次　高見　源二

○學事

◎京都帝國大學工學部、經濟學部竝農學部規程中改正　京都帝國大學ニ於テ本年一月三十日附工學部、經濟學部竝農學部規程中左ノ通改正セリ(文部省)

工學部規程

第三條機械工學科第一學年必修科目中「金屬材料二四乃至二六」ヲ削リ「鐵冶金學概論三四乃至三六」ノ次ニ「氣體力學六四乃至六八」ヲ加ヘ同第二第三學年必修科目中「氣體力學六四乃至六八」ヲ削リ「內部燃燒機關第二部四〇乃至四二」ノ次ニ「金屬材料四四乃至四六」ヲ加ヘ選擇科目中金屬加工法ノ時數「七四乃至七八」ヲ「六四乃至六八」ニ改メ「內部燃燒機關設計製圖一三二乃至一三八」ノ次ニ「特殊鋼及熱處理二四乃至二六」ヲ加フ

同條中採鑛冶金學科ヲ左ノ通改正ス

採鑛冶金學科(採鑛科)

第一學年
必修科目

鑛物學及實驗	一〇八乃至一一四
地質學第一部及實驗	一一八乃至一二一
數學解析	六八乃至七二
構造強弱學及演習	九六乃至一〇二
採鑛學概論	六四乃至六八
測量第一部及實習	一一四乃至一一七
鑛山測量	七〇乃至七五
鐵冶金學概論	三四乃至三六
鑛山機械學第一部	三〇乃至三二
機械工學第一部	六四乃至六八
機械工學第二部	六四乃至六八
電氣工學第一部	六四乃至六八
機械設計製圖	二六四乃至二七八
化學分析實驗	九〇乃至九九
※學外採鑛實習第一部	七月十一日ヨリ九月十日迄ノ期間ニ配當ス
※學外地質實習	三月十日ヨリ同月三十一日迄ノ期間ニ配當ス
※鑛山測量實習	三月十日ヨリ同月三十一日迄ノ期間ニ配當ス

第二第三學年
必修科目

地質學第二部及實驗	八八乃至九二
鑛床學第一部及實驗	一一〇乃至一一五
鑛床學第二部	二四乃至二六
採鑛學第一部及演習	一七四乃至一八五
採鑛學第二部及演習	一五四乃至一六五
採鑛學第三部及演習	一九六乃至二〇九
火藥學及實驗	三六乃至三七
鑛山機械學第二部及製圖	一五四乃至一六五
構築材料	四四乃至四六
選鑛學及實驗	九四乃至九九
電氣工學第二部	四四乃至四六
試金及瓦斯工業分析	一一六乃至一二〇
※電氣工學實驗	三〇乃至三三
學外採鑛實習第二部	七月十一日ヨリ九月十日迄ノ期間ニ配當ス
鑛山檢定法	二〇乃至二二
鑛山法規	四四乃至四六
經濟學大要	四四乃至四六
工業經濟學	四四乃至四六
※採鑛學演習	二〇乃至二二
※採鑛學實驗	六六乃至六九
※機械工學實驗	三六乃至三九
※應急救護法	二四乃至二六

選擇科目

鑛山地質學特論及實驗	九六乃至一〇四
採鑛學特論及演習	九六乃至一〇四
石油採鑛學特論及演習	九六乃至一〇四
鑛山機械學特論及演習	九六乃至一〇四
選鑛學特論及實驗	一一六乃至一二四
燃料	二四乃至二六
探鑛學特論及演習	九六乃至一〇四
金屬材料	二四乃至二六
冶金學第一部	四〇乃至四二
石油精製法	四〇乃至四二
工場建築法	四四乃至四六

選擇科目中ノ各種特論ハ其ノ一ヲ選ヒ他ノ科目ハ其ノ二ヲ選フモノトス

特別科目

特別講義	
學外特別實習	七月十一日ヨリ九月十日迄ノ期間ニ配當ス

論文作成

採鑛冶金學科(冶金學)

第一學年
必修科目

鑛物學及實驗	一〇八乃至一一四
物理化學	九六乃至一〇二
冶金學第一部	四〇乃至四二
數學解析	六八乃至七二
地質學第一部及實驗	八八乃至九二
冶金燃料、耐火材料及實驗	九四乃至九九
金相學第一部	四〇乃至四二
構造強弱學及演習	六六乃至六九
機械工學第一部	六四乃至六八
機械工學第二部	六四乃至六八
試金及瓦斯工業分析	八〇乃至八八
機械設計製圖	一九二乃至二〇四
化學分析第一部	二六八乃至二七七
※學外冶金實習第一部	七月十一日ヨリ九月十日迄ノ期間ニ配當ス
※學外地質實習	三月十日ヨリ同月三十一日迄ノ期間ニ配當ス

第二第三學年
必修科目

選鑛學及實驗	九四乃至九九
電氣工學第一部	六四乃至六八
冶金機械學	六四乃至六八
無機化學	九六乃至一〇二
電氣冶金學	六四乃至六八
鐵冶金學	六八乃至七〇
金屬加工法	六四乃至六八
金屬材料及實驗	一二〇乃至一二五
設計製圖	一五〇乃至一五九
化學分析第二部	一六八乃至一八二
※機械工學實驗	三六乃至三九
※電氣工學實驗	三〇乃至三三
※物理化學第一部實驗	三〇乃至三三
鐵試金	五〇乃至五五
※學外冶金實習第二部	七月十一日ヨリ九月十日迄ノ期間ニ配當ス
材料試驗法	二〇乃至二二
※電氣冶金學實驗	三六乃至三九
電氣工學第二部	四四乃至四六
※特別講義	二四乃至二六

選擇科目

○冶金計算	三〇乃至三三
○冶金學第二部	二〇乃至二二
×金相學第二部及實驗	五〇乃至五三
×鐵冶金學特論	三〇乃至三三
×鐵試金	一〇六乃至一一六
○物理化學第二部實驗	三〇乃至三三
※冶金選鑛學實驗	七〇乃至七七
○冶金學特論	二四乃至二六
○採鑛學概論	六四乃至六六
×特殊鋼、熱處理及實驗	六〇乃至六五
選鑛學特論	四四乃至四六
△工場建築法	四四乃至四六
△工業經濟學	四四乃至四六

第1856号　本文

△經濟學大要 四四乃至四六
△鑛山法規 四四乃至四六
選擇科目ハ○又ハ×印ノ全部ヲ一組トシテ選定シ外ニ△印ノモノノ內二科目ヲ選フモノトス但シ選鑛專修者ハ選鑛學特論ヲ修ムヘキモノトス
隨意科目
無機酸及アルカリ 六四乃至六六
特別科目
學外特別實習 七月十一日ヨリ九月十日迄ノ期間ニ配當ス
論文作成

同條工業化學科第二第三學年隨意科目中「試金術一二乃至一三」ヲ削リ「生物化學六四乃至六八」ノ次ニ「試金一〇乃至一一」ヲ加フ

附 則

本規程ハ昭和八年四月ヨリ之ヲ施行ス

經過規程

一、學課改正ノ際分割合同ヲナシ又ハ名稱ヲ變更シタル學科目ヲ舊課程ニ依リ履修シタル者ニハ舊課程ニ依リ試驗ヲ行フ
二、前項ノ學科目ヲ未タ履修セサル者ニハ新課程ニ依リ之ヲ授ク但シ場合ニ依リ舊課程ニ準シテ之ヲ授クルコトアルヘシ
三、舊課程ニ依リ履修シタル者ニハ新設シタル學科目ノ授業ハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ

經濟學部規程

第一條授業科目中第三類「哲學概論」ノ次ニ「倫理學」ヲ加フ

附 則

本改正ノ件ハ昭和八年四月一日ヨリ施行ス

農學部規程

第二條林學科正科目中「林學實驗」「林學實習」ヲ削リ「演習林實習」ノ次ニ「林學實習第一部」「林學實習第二部」ヲ加フ
同但書中「實驗實習七科目」ヲ「實驗實習八科目」ニ改ム
同條農林化學科正科目中「釀酵生理及釀造學」ノ次ニ「畜産製造學」ヲ加ヘ「物理化學及生物理化學」ヲ「物理化學」ニ「生物理化學」ニ改メ「栽培學通論」ノ次ニ「林學」ヲ加フ
同副科目中「農業藥化學」ノ次ニ「蠶絲化學」ヲ加ヘ「林學」ヲ削リ「養蠶學」ノ次ニ「造林學」「木材工藝學」ヲ、「動物生理學」ノ次ニ「應用數學」「物理學」ヲ、「無機工業化學大要第二部」ノ次ニ「化學機械學第一部」「化學機械學第二部」ヲ加ヘ「經濟學汎論」ヲ「植物生理生態學」ノ前ニ挿入ス
同但書中「十一科目」ヲ「講義十一科目」ニ改ム
同條農林工學科副科目中「比較農業」ヲ「農業立地學」ニ改ム
同條農林經濟學科正科目中「比較農業」ヲ「農業立地學」ニ、「民法第一部」ヲ「民法總則」ニ、「民法第二部」ヲ「民法物權」ニ、「林學實習」ヲ「林學實習第二部」ニ改ム
同副科目中「經濟史」ノ次ニ「倫理學」「社會學」ヲ加ヘ「經濟政策汎論」ヲ「經濟政策」ニ改メ「社會政策」ノ次ニ「民法親族相續」ヲ加フ

附 則

本規程ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎學位授與 北海道帝國大學ニ於テ靜岡縣長谷川浩ニ農學博士、東京府玉眞俊雄、山梨縣小野修、北海道西島龍ニ醫學博士ノ學位ヲ孰モ授與セリ(文部省)

◎講師囑託竝解囑 東北帝國大學ニ於テ昨七年十一月三十日今井丈夫、同十二月三十一日吉木文平ニ理學部講師ヲ、本年一月十七日馬場濟兒、同三十一日加藤克孝ニ醫學部講師ヲ孰モ囑託シ昨七年十一月二十二日工學部講師大岡馬烟雄、同十二月二十一日醫學部講師菊地捷二、同二十四日理學部講師神保忠男、去月一日工學部講師大山正ノ囑託ヲ孰モ解ケリ(文部省)

◎在外研究員出發竝歸朝 臺灣總督府在外研究員臺南高等工業學校教授志賀孝平ハ去月二十二日出發シ同山田治夫ハ同十日歸朝セリ(臺灣總督府)

○宗教

◎新義眞言宗智山派宗規宗會條例等中改正 新義眞言宗智山派宗規宗會條例、同教育條例、同布教講習所條例、同宗費賦課徵收條例、同賞罰條例、同寺有財産保管條例及教學審議會規則中改正ノ件一昨八日認可セリ(文部省)

○財政

◎預金部狀況 昭和八年二月二十八日現在預金部狀況左ノ如シ(△印ハ減)(大藏省)

種別	金額	二月十五日現在高ニ比シ增減
貸方ノ部		
郵便及振替貯金	二、七七八、四六四、三五四 圓	七、一八二 圓
復興貯蓄債券收入金預金	七七、八七〇、二八〇	一
各特別會計其他預金	三四一、四〇三、六五三	△ 二、四二七、六三三
預金部積立金	二七九、二二四、七七四	一
預金部收入金	一九五、六四六、一六〇	三、〇三四、九四一
合計	三、六七二、六〇九、二二一	二、六一四、四九一
借方ノ部		
國債證券	一、一五一、一七八、四〇二	一八、八一〇、〇〇七
四分利付支那債券元利補償證書	一九、二六六、〇六一	一
英國大藏省證券	二、七一九、八一七	一
支那政府債券	一一、〇六六、四五五	一
地方債證券	七六三、七六四、六五四	八、七〇五、八〇〇
勸業債券	四二〇、〇一五、〇八七	一、四八九、四四三
興業債券	五〇、五六一、四〇五	一
其他債券	四〇一、五四八、八八〇	一、九八六、二四〇
貸付金	五八二、三一四、六一二	△ 六七、四二三、一〇〇
內地預金	一四四、六三九、二七九	三八、四五四、二三七
在外預金	二、一二四、六九一	八四九、七五八
預金部支出金	一三三、八六九、八七八	△ 二五八、九九四
合計	三、六七二、六〇九、二二一	二、六一四、四九一

○產業

◎獎勵金交付 苧麻生產獎勵ノタメ苧麻苗圃設置費及苧麻纖維調製機購入費ニ對シ昭和七年度ニ於テ左ノ通獎勵金ヲ交付セリ(農林省)

縣	苧麻苗圃設置費ニ對シ	苧麻纖維調製機購入費ニ對シ
宮城	三〇〇 圓	九〇 圓
栃木	九〇	三〇〇
山口	二八〇	四五〇
福岡	二九〇	四五〇
佐賀	五〇	九〇
熊本	三〇〇	七二〇

◎補助金交付 千葉縣ニ對シ同縣水產試驗場施行ノ海苔養殖試驗ニ要スル經費ヲ補助スルタメ昭和七年度ニ於テ金五百圓ヲ產業試驗費講習費國庫補助法ニ依リ交付スル旨本月七日指令セリ(農林省)

◎鑛業事項 鑛業法ニ依リ處分シタルモノ左ノ如シ(商工省)

試掘鑛區增區願許可

登錄番號	鑛區所在地	鑛種	面積	鑛業權者住所氏名	許可及登錄ノ月日
群馬一、三三七	北甘樂郡西牧村	金、銀、銅、亞鉛、安質母尼、砒	九二六、三〇〇 坪	前橋市曲輪町 岸 猪一郎	七年 九、六
栃木二、一六三	鹽谷郡藤原村	金、銀、銅、亞鉛、鉛	三一二、六七〇	東京府荏原郡碑衾町 小塩 新 外三人	九、六
同 二、一一八	同	金、銀、銅、鉛、亞鉛	二〇、八四〇	同府豐多摩郡杉並町 出淵 豐保 外一人	九、一三
愛知 九一三	東春日井郡坂下町、岐阜縣可兒郡池田村	金、銀、銅、鉛	一七一、三〇〇	名古屋市東區筒井町 後藤 伊三郎	九、一三
新潟一〇、七六一	中頸城郡金谷村、春日村	石油	六五八、八〇〇	東京市麴町區丸ノ內三丁目 日本石油株式會社	九、二一
栃木二、三〇三	那須郡伊王野村	金	二六六、〇〇〇	栃木縣那須郡伊王野村 鈴木 政次郎	一〇、六
新潟一〇、五三七	刈羽郡西中通村、荒濱村、柏崎町	石油	七四〇、三〇〇	東京市麴町區丸ノ內三丁目 日本石油株式會社	一〇、二五
同 一〇、五四六	東頸城郡牧村、沖見村、安塚村、小黑村	同	九八〇、〇〇〇	同 上	一一、四
茨城一、四三〇	久慈郡黑澤村	金、銀、銅	七一六、一〇〇	同市淺草區南松山町 石田 勝德	一一、二八
宮城二、〇七六	柴田郡川崎村、刈田郡宮村	金、銀、銅、鉛、亞鉛	二六六、七〇〇	福島縣安達郡石井村 大內 正齊	一二、二
岩手四、五八九	江刺郡米里村	金、銀、銅	八〇、〇〇〇	岩手縣和賀郡黑澤尻町 高橋 善松	一二、四
宮城二、〇七一	登米郡米川村	金、銀	九九八、四〇〇	東京市芝區白金臺町一丁目 楢林 宗太	一二、七
岩手四、五〇六	上閉伊郡甲子村	金、銀、銅、鉛、亞鉛、鐵、砒	七九六、一〇〇	同市日本橋區室町二丁目 釜石鑛山株式會社	一二、七
兵庫二、八六五	城崎郡港村	金、銀	四四一、五〇〇	大阪府泉北郡濱寺町 井上 常一	一〇、六
石川一、〇八五	石川郡吉野谷村	金、銀、銅	七九五、三〇〇	兵庫縣武庫郡大社村 吾妻鑛業株式會社	一〇、一三
島根一、六二五	八束郡野波村、加賀村	金、銀、銅、亞鉛	九八二、二〇〇	京都市中京區壬生朱雀町 松本 文之助	一〇、一八
愛媛三、〇六八	東宇和郡下宇和村	滿俺	四三〇、四〇〇	八幡市枝光湊町二丁目 宗 仁吉	一〇、二五
佐賀二、五二〇	佐賀郡大詫間村地先海面	石炭	九八八、八〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 三井鑛山株式會社	一〇、三一
鹿兒島二、六四二	肝屬郡新城村	金、銀、鉛、亞鉛	八〇六、五〇〇	鹿兒島市洲崎町 宇都宮 澤枝	一一、四
福岡五、〇六九	八女郡星野村、笠原村	金、銀	四四一、七〇〇	東京市小石川區丸山町 鈴木 正夫	一一、一〇
長崎三、二三二	西彼杵郡伊王島村地先海面	石炭	九九〇、〇〇〇	同市麴町區丸ノ內二丁目 三菱鑛業株式會社	一一、一七
鹿兒島二、五七一	肝屬郡垂水町	金、銀、銅、蒼鉛、錫、重石、砒	九七二、九〇〇	同市牛込區市谷仲之町 中島 門吉	八年 一、七
石狩六、六六八	厚田郡厚田村	石油	八六〇、〇〇〇	同市麴町區丸ノ內三丁目 日本石油株式會社	七年 一〇、三
同 六、六七二	夕張郡角田村、空知郡栗澤村	同	六〇二、〇〇〇	同 上	一〇、三
釧路二、〇二〇	白糠郡音別村、十勝國十勝郡大津村	石炭	七六九、四四〇	同市同區丸ノ內二丁目 雄別炭礦鐵道株式會社	一一、一四
同 二、〇二一	同	同	八九六、三〇〇	同 上	一一、一四

○遞運

◎船舶現在數 遞信省ノ調査ニ係ル昭和七年十二月末內地在籍船舶現在數左ノ如シ(遞信省)

積量	船數	總噸數	登簿噸數
汽船	隻	噸	噸
二十噸以上百噸未滿	一、六八六	七二、五二四	三二、八七八
百噸〃三百噸〃	四〇〇	七一、九八二	三三、三四一
三百噸〃五百噸〃	一二八	五〇、五八一	二六、二三四
五百噸〃千噸〃	二〇二	一五二、七〇四	八七、四六〇
千噸〃二千噸〃	二〇九	二九九、二一五	一七七、四七〇
二千噸〃三千噸〃	一七九	四三五、五八〇	二六七、〇九一
三千噸〃四千噸〃	一三九	四六六、〇一二	二八二、九二三
四千噸〃五千噸〃	七九	三五二、六四九	二三〇、八六五
五千噸〃六千噸〃	一四〇	七八九、一五四	五二一、一三三
六千噸〃七千噸〃	五三	三四五、七二三	二二〇、一四八
七千噸〃八千噸〃	四〇	二九三、八〇〇	一八三、五一〇
八千噸〃九千噸〃	一六	一三五、二二六	八五、〇一二
九千噸〃一萬噸〃	一八	一七一、五二二	一〇五、〇〇四
一萬噸〃	一九	二三七、九四七	一三七、〇七六
合計	三、三〇八	三、八七四、六一九	二、三九〇、一三三
內 千噸以上合計	八九二	三、五二六、八二八	二、二一〇、二二〇
帆船			
二十噸以上百噸未滿	一三、一六〇	五八九、一六四	四二八、七〇七
百噸〃三百噸〃	一、八五〇	二五九、六九四	二一六、八五六
三百噸〃五百噸〃	二二	七、八七六	五、四三五
五百噸〃千噸〃	三	一、七一七	一、一二八
千噸〃二千噸〃	一	一	一
二千噸〃	四	九、五〇七	四、三一一
合計	一五、〇三八	八六七、九五八	六五六、四三七

石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶

積量	船數	積石數
	隻	石
二百石以上三百石未滿	一六三	四一、二七五
三百石〃四百石〃	九九	三四、〇七七
四百石〃五百石〃	三五	一五、三〇二
五百石〃	一〇	六、二〇〇
合計	三〇七	九六、八五四

帝國議會

○貴族院

◎議案受領 昨九日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
樺太地方鐵道補助法中改正法律案
恩給法中改正法律案

◎議案提出 昨九日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ
擔保附社債信託法中改正法律案
又同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ
古物商取締法中改正法律案
地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案
衞生組合法案
傳染病豫防法中改正法律案
少年教護法案

◎報告書提出 昨九日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
船舶安全法案可決報告書
船舶職員法中改正法律案可決報告書

◎正副委員長互選 昨九日委員會ニ於テ正副委員長ヲ互選セリ其結果左ノ如シ
米穀統制法案特別委員會
委員長 伯爵酒井 忠正
副委員長 男爵稻田 昌植
通信事業特別會計法案特別委員會
委員長 侯爵大久保利武
副委員長 男爵藤村 義朗

◎書類配付 昨九日左ノ書類ヲ配付セリ
議事日程第二十三號
右郵送
樺太地方鐵道補助法中改正法律案
恩給法中改正法律案
擔保附社債信託法中改正法律案
同法律案中正誤
古物商取締法中改正法律案
地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案
衞生組合法案
傳染病豫防法中改正法律案
少年教護法案
船舶安全法案委員長報告書
船舶職員法中改正法律案委員長報告書
請願文書表(第七回報告)
右文書函ニ投入
又同日參考ノタメ左ノ書類ヲ配付(文書函ニ投入)セリ
製絲業法中改正法律案
南滿洲鐵道株式會社ノ株式引受ニ關スル法律案

◎委員會 今十日開會ノ委員會左ノ如シ
請願委員會
議事散會後
決算委員第二分科會(外務省、內務省、司法省)
午前十時
決算委員小委員會
午後一時三十分
大正二年法律第九號中改正法律案特別委員會正副委員長互選
午前九時五十分
造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案特別委員會

第1856号 本文

意匠法中改正法律案特別委員會
外國爲替管理法案特別委員會
以上午前十時
通信事業特別會計法案特別委員會
午後一時三十分
地租法中改正法律案特別委員會
午前十時

◉議事日程　今十日ノ議事日程左ノ如シ

議事日程　第二十三號
昭和八年三月十日（金曜日）
午前十時開議

第一　樺太地方鐵道補助法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第二　恩給法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第三　擔保附社債信託法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第四　家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案（衆議院提出）　第一讀會
第五　鄕又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案（衆議院提出）　第一讀會
第六　大正七年法律第四十三號中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會
第七　原蠶種國家管理法案（衆議院提出）　第一讀會
第八　古物商取締法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會
第九　地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案（衆議院提出）　第一讀會
第十　衛生組合法案（衆議院提出）　第一讀會
第十一　傳染病豫防法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會
第十二　少年敎護法案（衆議院提出）　第一讀會

○衆議院

◉會議　昨九日ノ本會議議事經過左ノ如シ
午後一時二十分開議
議長ハ一昨七日議長ヨリノ祝電ニ對シ滿洲國國務總理鄭孝胥氏ヨリ議長宛左ノ電報ヲ受領シタル旨ヲ告ク

貴電拜承ス熱河平定ノ大業成リ同慶ノ至ニ堪ヘス玆ニ政府ヲ代表シテ貴院ニ對シ深厚ナル謝意ヲ表ス

三土鐵道大臣ハ去月二日ノ本會議ニ於ケル松岡俊三君ノ質疑ニ對シ應答ヲ爲ス

醫師法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）
齒科醫師法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）
右兩案ハ一括シテ院議ニ付シ各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選擧ハ議長指名（十八名ノ同一委員）ニ決ス

樺太地方鐵道補助法中改正法律案（政府提出）
右議案ハ第一讀會ノ續會ヲ開キ第二讀會ヲ開クニ決定シ引續キ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略シテ之ヲ可決ス

小作調停法中改正法律案（牧野賤男君外九名提出）
借地借家調停法中改正法律案（牧野賤男君外九名提出）
右兩案ハ一括シテ院議ニ付シ安達謙藏君外一名提出調停中立事件ノ手續費用救助ニ關スル法律案外二件委員ニ併セ付託スルニ決ス

刑事訴訟法中改正法律案（原夫次郎君外九名提出）
刑事訴訟法中改正法律案（原夫次郎君外十名提出）
右兩案ハ一括シテ院議ニ付シ一松定吉君外三名提出刑事訴訟法中改正法律案外十三件委員ニ併セ付託スルニ決ス

民事訴訟法中改正法律案（中野勇治郎君外九名提出）
右議案ハ一松定吉君外三名提出刑事訴訟法中改正法律案外十五件委員ニ併セ付託スルニ決ス

度量衡法中改正法律案（山下谷次君外二名提出）
度量衡法中改正法律案（武知勇記君外五名提出）
度量衡法中改正法律案（野田文一郎君外一名提出）
右三案ハ一括シテ院議ニ付シ政府提出輸出絹織物取締法中改正法律案外五件委員ニ併セ付託スルニ決ス

簡易森林火災保險法案（小山邦太郎君外十七名提出）
右議案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ決ス

營業收益稅法中改正法律案（木暮武太夫君外二名提出）
右議案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ決ス

大正十五年法律第五十二號中改正法律案（土地區劃整理ニ伴フ淸算金ニ關スル件）（安藤正純君外五名提出）
右議案ハ安達謙藏君外一名提出町村役場費臨時國庫補助法案外十件委員ニ併セ付託スルニ決ス

速記士法案（金井正夫君外二名提出）
速記士法案（中山福藏君外三名提出）
右兩案ハ一括シテ院議ニ付シ安達謙藏君外一名提出調停中立事件ノ手續費用救助ニ關スル法律案外四件委員ニ併セ付託スルニ決ス

穀類搗精製粉取締法案（荒川五郎君外二名提出）
副議長ハ右議案ハ提出者ヨリ延期ノ申出アリタルニ依リ日程ヨリ之ヲ省ク旨ヲ告ク

古物商取締法中改正法律案（山本芳治君外二名提出）
右議案ハ第一讀會ノ續會ヲ開キ第二讀會ヲ開クニ決シ引續キ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通修正議決ス

地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案（本多貞次郎君外一名提出）
地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案（鵜澤宇八君外三名提出）
右兩案ハ一括シテ第一讀會ノ續會ヲ開キ第二讀會ヲ開クニ決シ引續キ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通（兩案ヲ併合シテ一案ト爲ス）修正議決ス

衛生組合法案（野田文一郎君外四名提出）
衛生組合法案（上田孝吉君外十四名提出）
衛生組合法案（田中祐四郎君外六名提出）
傳染病豫防法中改正法律案（野田文一郎君外四名提出）
傳染病豫防法中改正法律案（上田孝吉君外十四名提出）
傳染病豫防法中改正法律案（田中祐四郎君外五名提出）
右六案ハ一括シテ第一讀會ノ續會ヲ開キ第二讀會ヲ開クニ決シ引續キ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通（第一乃至第三ノ三案、第四乃至第六ノ三案ヲ夫々併合シテ各一案ト爲ス）修正議決ス

恩給法中改正法律案（政府提出）
右議案ハ議事日程ヲ變更シテ第一讀會ノ續會ヲ開キ討論ノ後第二讀會ヲ開クニ決シ引續キ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略シテ之ヲ可決ス

少年敎護法案（荒川五郎君外六十六名提出）
右議案ハ第一讀會ノ續會ヲ開キ討論ノ後第二讀會ヲ開クニ決シ引續キ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通修正議決ス

殘餘ノ日程ヲ延期シ本日ハ是ニテ散會スヘシトノ動議（上田孝吉君提出）
右動議ハ之ヲ可決ス
午後四時三十六分散會

◉國務大臣出席　山本內務大臣、三土鐵道大臣、鳩山文部大臣ハ昨九日ノ會議ニ出席セリ

◉國務大臣演說　山本內務大臣、三土鐵道大臣、鳩山文部大臣ハ昨九日ノ會議ニ於テ演說セリ

◉議案送付　昨九日貴族院ニ送付シタル議案左ノ如シ
樺太地方鐵道補助法中改正法律案（政府提出）
恩給法中改正法律案（政府提出）
古物商取締法中改正法律案（本院提出）
地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案（本院提出）
衛生組合法案（本院提出）
傳染病豫防法中改正法律案（本院提出）
少年敎護法案（本院提出）

◉議案提出　昨九日政府ヨリ提出シタル議案左ノ如シ
南滿洲鐵道株式會社ノ株式引受ニ關スル法律案

又同日議員ヨリ提出シタル議案左ノ如シ
米穀貯藏奬勵ニ關スル建議案（多木久米次郎提出）
棉花耕作奬勵ニ關スル建議案（佐藤庄太郎提出）
民法親族編竝相續編中改正ニ關スル建議案（守屋榮夫提出）
足利學校保全費國庫支辨ニ關スル建議案（栗原彥三郎外一名提出）
人造絹絲織物業者救濟ニ關スル建議案（栗原彥三郎提出）
足利市ニ國營精練所設置ニ關スル建議案（栗原彥三郎提出）
中等學級ニ於テ支那語敎授ニ關スル建議案（鷲澤與四二提出）
朝鮮ニ裁判所構成法及辯護士法實施ニ關スル建議案（一松定吉外二十一名提出）
朝鮮ニ訴願法及行政裁判法實施ニ關スル建議案（廣瀨爲久外二十二名提出）
西宮驛ニ乘降場增設ニ關スル建議案（蔭山貞吉提出）
神崎驛ニ乘降場增設ニ關スル建議案（蔭山貞吉提出）
甲府下諏訪間縣道ヲ國道ニ編入ニ關スル建議案（竹內友治郎外五名提出）
內海志布志間鐵道速成竝宮崎迄延長ニ關スル建議案（渡邊廣七外四名提出）
帝國農會ニ對スル國庫補助金增額ニ關スル建議案（荒川五郎外一名提出）
鬼怒川魚族絕滅防止竝增殖助成ニ關スル建議案（高田耘平外一名提出）
日光國立公園ノ地域ニ關スル建議案（高田耘平外一名提出）
小中川農業水利事業速成ニ關スル建議案（小高長三郎外一名提出）
醫療制度改善竝治療費ノ低減ニ關スル建議案（岡本一巳提出）
新潟港ヲ第一種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案（松木弘外十三名提出）
宗敎法制定促進ニ關スル建議案（安藤正純外七名提出）
古美術品輸出取締竝國寶保存機關充實ニ關スル建議案（川崎克提出）
木曾揖斐長良三川增補工事促進ニ關スル建議案（佐竹直太郎外五名提出）
氏名ノ表示ニ關スル建議案（池田敬八外四名提出）
公用文書等ニ用キル文字竝其書方及數字ニ關スル建議案（池田敬八外四名提出）
霞ケ浦航空隊所在地元町村ニ補助金交付ニ關スル建議案（葉梨新五郎外二名提出）

◉質問書提出　昨九日議員ヨリ提出シタル質問主意書左ノ如シ
航空ニ關スル再質問主意書（永田良吉提出）
郡市町村農會技術員俸給國庫補助ニ關スル質問主意書（高田耘平提出）

◉委員會　今十日開會ノ委員會左ノ如シ
請願委員會
造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案（政府提出）外二件委員會
少年敎護法案（荒川五郎君外六十六名提出）委員會
以上午後一時
原蠶種國家管理法案（船中楠右衞門君外一名提出）委員會
辯護士法改正法律案（政府提出）外一件委員會
醫師法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）外一件委員會（委員長及理事互選）
簡易森林火災保險法案（小山邦太郎君外十七名提出）委員會（委員長及理事互選）
營業收益稅法中改正法律案（木暮武太夫君外二名提出）委員會（委員長及理事互選）
以上午前十時

正誤
一昨八日本欄衆議院ノ部議案提出ノ項七八行「三津濱港ヲ第二種重要港灣ニ指定ニ關スル建議案」ハ「三津濱港開港ニ關スル建議案」ノ報告誤
衆議院書記官

地方行政

◉旌表　三重縣ニ於テ自治功勞者ニ對シ市町村吏員奬勵規程ニ依リ去月十一日左ノ通夫々奬勵金ヲ交付セリ（三重縣）

勤續年數	職	氏名
桑名郡		
一三	古濱村長	高井清治郎
二〇	城南村助役	伊藤長三郎
一四	西桑名町收入役	加藤 蠻
一三	城南村收入役	岡田利一
一四	桑名町書記	水谷庄五郎
一二	同	磯部貞治
員辨郡		
一二	中里村收入役	近藤定男
一七	大泉村收入役	山北嘉市
一七	三里村書記	出口源之助
一四	東藤原村書記	清水龜一
三重郡		
二九	神前村長	村山榮治郎
一四	水澤村長	森 俊雄
一三	河原田村收入役	田中由太郎
一四	大矢知村收入役	加藤彌十郎
一二	鵜川原村收入役	伊藤喜一
一三	小山田村書記	田中常一
一三	縣村書記	萩 謙藏
一八	川島村書記	小林万次郎
二〇	鵜川原村書記	寺本平次郎
一三	富洲原町書記	伊藤眞平
鈴鹿郡		
一三	深伊澤村收入役	富澤良一
一八	[illegible]生村書記	[illegible]山堅敎
一三	白川村書記	太田梅松
一三	野登村書記	古川儀市
一二	國府村書記	伊藤一郎
河藝郡		
一二	榮村助役	米川健藏
一三	河曲村助役	尾崎松治郎
一三	明村書記	杉谷宗五郎
一四	上野村書記	後藤傳榮門
安濃郡		
一二	安西村長	駒田蕃司
一三	河內村長	落合幸太郎
二七	藤水村長	大森甚一郎
一志郡		
二六	七栗村長	鈴木伊三郎
一二	伊勢地村長	波多野進
一二	波瀨村收入役	林平左衞門
一三	八ツ山村收入役	山岸 智
一三	七栗村收入役	山下三郎
一八	中川村書記	川村龜次郎
一八	豐地村書記	三浦寅之助
一二	阿坂村書記	水本訂太郎
飯南郡		
一三	松江村收入役	笠原吉藏
二〇	粥見町書記	中村健太郎
一四	茅廣江村書記	稻葉始三郎
一三	松江村書記	瀨古齊吉
多氣郡		
二七	三瀨谷村長	尾上仲松
一四	齋宮村收入役	長谷川傳四郎
一三	下御絲村收入役	早川義助
一三	西外城田村書記	扇田德藏
一三	五ケ谷村書記	小林英亮
度會郡		
一六	四郷村長	山口林造
一八	有田村助役	幾田彥三郎
一五	神原村書記	森井才吉
一三	田丸町書記	服部英太郎
阿山郡		
一九	花之木村長	西口熊雄
一三	長田村長	南出次郎
一八	上野町主事	佐賀伊太郎
一八	河合村書記	園浦鉄藏
一三	上野町書記	馬場淺右衞門

（各通）

在外公館報告

觀象

廣告

第1856号　本文

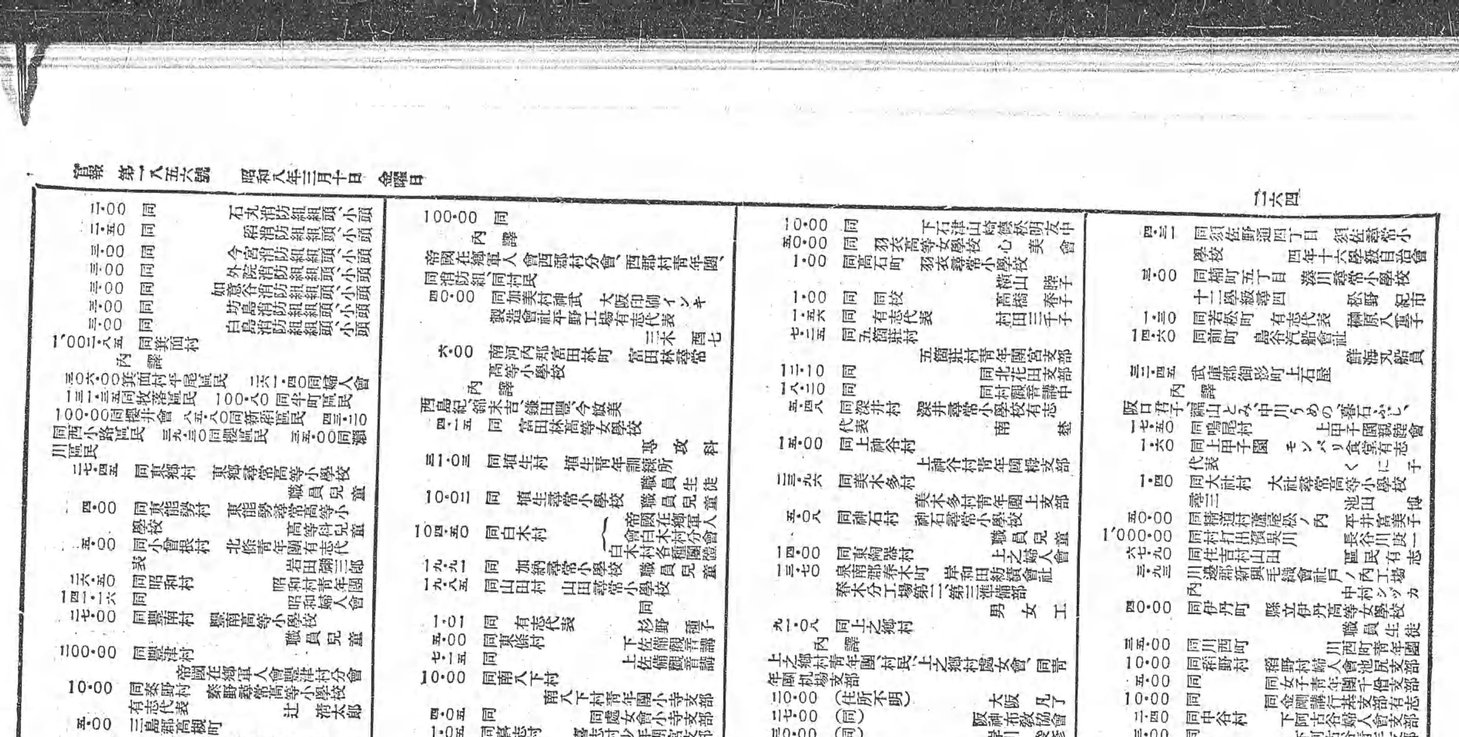

第1856号　本文

同	廣尾	大樹	大樹	上歴舟	植樹地			六、二六〇四	アカリモ角 カツラ丸 雜木炭材	三八石〇 二二二石二 一〇六棚二	同	大樹市街地ヲ距ル三里半
同	上川	清水		下佐幌	畑			二、八八一〇	雜木薪材	七七棚四	同	清水市街地ヲ距ル一里
同	河西	帶廣		帶廣東三條十丁目	市街宅地	(二)		四〇三			同	帶廣市街所在地
同	同	大正	幸震	上札内旗尾通	同	二ノ一		四一四			同	中札内市街地ヲ距ル二里
同	同	同	同	同	同	四ノ一		三一四			同	同
同	同	同	同	同	同	六ノ一		三二四			同	同
同	河西	帶廣		伏古別	畑			六、三三一〇	雜木薪材	八棚三	同	伏古驛ヲ距ル一里
同	中川	幕別	別奴	札内	畑及雜用地	(111)	内畑	八、八七一五 五五一〇	同	〇棚五	同	止若驛ヲ距ル半里内外
同	同	同	白人	白人	同	(128)	同	四、四六一五 二、七六二三	同	七棚三	同	同

網走支廳管内

北見	斜里	小清水	止別	止別	牧場		内畑	四一、七五一七 六、七五一七	センカ角 ヤチダモ同 シナ中丸 ナラ角 雜木薪材	六〇石〇 一〇〇石五 九〇石八 一〇六石四 四二五棚六	區劃地	小清水市街地ヲ距ル二里半
同	網走	網走	新栗履	藻琴	畑		内已開墾地	三、六八一〇 二、九五〇二	雜木薪材	二六棚九	同	藻琴驛ヲ距ル六里半
釧路	釧路市	釧路	釧路市	古川町	畑	(20)		八八二九			區劃外	釧路驛ヲ距ル約十五町
同	同			同	同	(33)		八二〇七			同	同
同	同			同	同	(36)		一、四六二八	稚樹アリ		同	同

◉村役場位置變更

神奈川縣

足柄下郡酒匂村ハ其役場位置ヲ同村酒匂字濱ノ台五五七ノ四ニ變更シ去月二十五日移轉セリ

昭和八年三月

◉町村境界變更

埼玉縣

耕地整理施行ノタメ北足立郡草加町、安行村及谷塚村ノ境界ヲ去月二十七日左ノ通變更セリ

昭和八年三月

町村	字	地番	地目	地積(畝歩)
草加町	草加	一二九〇ノ二	田	三一〇
同	同	一一九一	同	一一八
同	同	一五四二ノ二	同	一一七
同區域ニ介在セル道路、溝渠				
同	氷川町	一五七六ノ二	同	一二七
同	同	一五七七ノ二	同	五
同	同	一六〇三ノ二	同	二二八
同區域ニ介在セル道路、溝渠				

右安行村大字花栗字東ニ編入

町村	大字	字	地番	地目	地積(畝歩)
安行村	花栗	東	一ノ二	田	一五
同	同	同	二ノ二	同	一一三
同	同	同	一六ノ二	同	二五
同	同	同	一七ノ二	同	一〇二
同區域ニ介在セル道路、溝渠					

右草加町字氷川町ニ編入

町村	大字	字	地番	地目	地積(畝歩)
安行村	花栗	東	二〇ノ三	田	一五
同	同	同	二一八ノ二	同	一九
同區域ニ介在セル道路、溝渠					
同	同	丁張	七五八ノ二	同	三
同	同	同	七五九ノ二	同	六
同區域ニ介在セル道路、溝渠					

右北足立郡草加町字草加ニ編入

町村	字	地番	地目	地積(畝歩)
草加町	西町	一二六五ノ二	田	一八
同	同	一二六七ノ二	同	三一三
同	同	一二六八ノ二	同	五
同	同	一二七〇ノ二	同	一〇
同區域ニ介在セル道路、溝渠				

右谷塚村大字下谷塚字西免ニ編入

町村	字	地番	地目	地積(畝歩)
草加町	氷川町	二〇〇ノ二	田	一三
同	同	二五九ノ二	畑	一
同	同	二六〇ノ二	田	一
同	同	二六六ノ二	同	一九
同	同	二六七ノ二	畑	七
同	同	四五二ノ二	田	二二
同	同	四五三ノ二	同	七
同	同	一九三七ノ三	同	三〇五
同	同	一九三八ノ二	同	三二一
同	同	一六九五ノ二	同	一五
同	同	一六九六ノ二	同	二七
同	同	一六九七ノ二	畑	一二七
同	同	一六九八ノ二	田	二一八
同區域ニ介在セル道路、溝渠				
同	同	四六三ノ二	同	五一六
同	同	四六四ノ二	同	七〇九
同區域ニ介在セル道路、溝渠				

右北足立郡谷塚村大字下谷塚字東免ニ編入

町村	字	地番	地目	地積(畝歩)
草加町	吉町	一〇九一ノ二	畑	一五
同	同	一〇九三ノ二	山林	一二八
同	同	一〇九四ノ二	畑	一二八
同	同	一〇九九ノ二	山林	一一一
同	同	一一三三ノ二	田	二三
同	同	一一三四ノ二	同	一一四
同區域ニ介在セル道路、溝渠				

右北足立郡谷塚村大字下谷塚字谷際ニ編入

町村名	大字	字	地番	地目	地積(畝歩)
谷塚村	下谷塚	西免	一九九六ノ二	田	三〇一
同	同	同	一九九七ノ二	同	一〇〇
同	同	同	一九九七ノ三	同	一七
同	同	同	一九九九ノ二	同	二二七
同區域ニ介在セル道路、溝渠					

右北足立郡草加町字西町ニ編入

町村名	大字	字	地番	地目	地積(畝歩)
谷塚村	下谷塚	東免	一七四〇ノ二	田	五二四
同	同	同	一七四一ノ二	同	二九
同	同	同	一七五〇ノ二	同	二一
同	同	同	一七五〇ノ三	同	九
同	同	同	一七九〇ノ二	同	四一五
同	同	同	一七九〇ノ三	同	一〇
同	同	同	一八一三ノ二	同	四〇七
同區域ニ介在セル道路、溝渠					

右北足立郡草加町字氷川町ニ編入

町村名	大字	字	地番	地目	地積(畝歩)
谷塚村	下谷塚	谷際	一三七三ノ二	山林	一九
同	同	同	一三七四ノ三	田	一一三
同	同	同	一三七四ノ四	山林	一一〇
同	同	同	一四八四ノ二	同	七
同	同	同	一四八四ノ三	同	三三
同區域ニ介在セル道路、溝渠					

右北足立郡草加町字吉町ニ編入

◉購買入札

一晒粉(有效鹽素量三三%以上) 三万二千瓩
本年四月一日以降同七月三十日マテニ約四回ニ指定ノ都度標本ノ通王子分室内抄紙部納
一タルク 十万瓩
本年四月一日以降同八月十日マテニ五回ニ標本ノ通王子分室内抄紙部納
一入札、契約心得書及標本閲覽場所 當部
一入札日時及場所 本月二十二日午前十一時當部(即時開札)
一入札保證金 見積代金ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
一入札資格 大正十一年四月一日大藏省令第三十三號ニ依リ資格證明書ヲ入札前ニ提出ノコト

昭和八年三月十日 内閣印刷局總務部

一朝鮮產鑄物砂 五〇〇立方米
納期 本年四月二十八日
一絲屑 一五、〇〇〇瓩
納期 本年四月十日
一入札場所 當部購買課
一入札竝開札 本月二十日午前十一時、即時開札
一公示書類 契約書案及入札者心得 同課ニ在リ
一入札保證金 入札價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
一契約保證金 契約價格ノ百分ノ十以上(同上)
一入札者資格 大正十一年四月一日大藏省令第三十三號ノ資格ヲ有スル者
一契約擔任官 横須賀海軍工廠會計部長高橋四郎

昭和八年三月十日 横須賀海軍工廠會計部

一柾橋板 一三五〇平方米
內譯
厚二五粍、幅二三〇粍、長四米以上 三五〇平方米
厚三〇粍、幅二三〇粍、長四米以上 三五〇平方米
厚三六粍、幅二三〇粍、長四米以上 二五〇平方米
厚四五粍、幅二三〇粍、長四米以上 一五〇平方米

厚五五粍、幅二三〇粍、長四米以上 一〇〇平方米
厚六五粍、幅二三〇粍、長四米以上 一〇〇平方米
厚七五粍、幅二三〇粍、長四米以上 五〇平方米
履行期限 本年五月十日
一入札竝開札 本月二十日午後二時
一入札場所 當部購買課
一公示書類 契約書案同課ニ在リ
一入札保證金 入札價格ノ百分ノ五以上(圓未滿切上ク)
一契約保證金 契約價格ノ百分ノ十以上(同上)
一入札者資格 大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者
一契約擔任官 佐世保海軍工廠會計部長 時森良德

昭和八年三月十日 佐世保海軍工廠會計部

◉請負入札

一、品名數量
菊倍版特中質西洋紙(正寸一五〇斤)(改造) 一〇〇卷
二、納入場所 東京市芝區芝公園當局印刷係
三、入札及開札日時 本月十五日午前十一時限入札、即時開札
四、入札場所 當局需品課購買係
五、契約事項閲覽場所 同係
六、入札保證金額及納付日時 見積入札價格ノ百分ノ五以上、入札當日午前十時限
七、入札者資格 大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

昭和八年三月十日 遞信省經理局

◉賣拂入札

一品名 古金物外八點
一物品所在竝引渡場所 新潟外三箇所
一入札及開札日時 本月二十日午前十一時限入札、即時開札
一入札場所 當局經理課
一公示書類 同課
一入札保證金及其納付日時 見積入札價格ノ百分ノ十以上、入札當日午前十時三十分限

昭和八年三月十日 仙臺遞信局

◉商業登記

◉去月二十七日官報廣告二別刷一四頁三段掲載日本銀行變更(支店)登記公告中「理事堀越鐵藏ハ昭和七年十二月三十一日重任ス」トアルハ「理事堀越鐵藏ハ昭和八年一月一日重任ス」ノ誤ニ付訂正ス

昭和八年三月一日 名古屋區裁判所

◉株式會社三次銀行(支店) 昭和八年一月二十四日廣島縣高田郡吉田町千七十三番地 日野鴻藏取締役ニ就任ス
右昭和八年一月二十八日登記 三次區裁判所吉田出張所

◉株式會社三次銀行變更(支店)
昭和八年一月二十一日左ノ者取締役ニ就任ス
日野鴻藏 高田郡吉田町千七十三番地
昭和八年一月二十八日登記 庄原區裁判所

◉合資會社江村吳服店解散
昭和八年一月九日無限責任社員江村利兵衞ハ死亡シ有限責任社員ノミトナリタルニ因リ解散ス
右昭和八年一月二十七日登記 山口區裁判所小郡出張所

◉株式會社華浦銀行變更(支店)
取締役神田吉松ハ昭和八年一月二十二日重任ス
右昭和八年一月二十六日登記 山口區裁判所井關出張所

◉株式會社マルホ運送店變更
一取締役中谷長十辭任ニヨリ退任シ左記ノ者昭和八年一月十五日取締役ニ就任ス
澄川本藏 佐波郡華城村古四番屋敷
右昭和八年一月二十八日登記 山口區裁判所三田尻出張所

◉株式會社華浦銀行變更(支店)
取締役神田吉松ハ昭和八年一月二十二日重任ス
昭和八年一月二十七日登記 德山區裁判所福川出張所

◉株式會社華浦銀行變更(支店)
取締役神田吉松ハ昭和八年一月二十二日重任ス
右昭和八年一月二十六日登記 德山區裁判所平生出張所

◉株式會社華浦銀行變更(支店)
一取締役神田吉松ハ昭和八年一月二十二日重任ス
昭和八年一月二十七日登記 岩國區裁判所

◉株式會社華浦銀行變更(支店)
一取締役神田吉松ハ任期滿了ノ處昭和八年一月二十二日重任ス
右昭和八年一月二十七日登記 岩國區裁判所高森出張所

◉東神倉庫株式會社變更(支店)
一取締役福井菊三郎加藤直法手島知健林健奧村久郎ハ昭和八年一月二十日重任ス
一會社ヲ代表スヘキ取締役福井菊三郎加藤直法手島知健ハ昭和八年一月二十日重任ス
一監査役越英之介門野錬八郎ハ昭和八年一月二十日重任ス
昭和八年一月二十七日登記 下關區裁判所

◉中國肥料株式會社(變更)
昭和八年一月十四日株主總會ニ於テ左記ノ者監査役ニ當選同月二十日就任シタリ
監査役 木村謙太郎 兵庫縣武庫郡今津町字網引二十六番地ノ二

◉株式會社岡山縣農工銀行(變更)
昭和八年一月二十四日株主總會ニ於テ左記ノ者監査役ニ當選同日就任シタリ
監査役 福武豐造 小田郡三谷村大字横谷千八百九番地
右昭和八年一月二十六日登記 岡山區裁判所

◉株式會社岡山縣農工銀行變更(支店)
一大正二年九月二十九日及昭和七年七月十一日登記シタル第十回社債總額四百六十圓ノ內金二十圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金四百四十圓ニ變更
一大正五年五月八日及昭和七年七月十一日登記シタル第十六回社債總殘額九百圓ノ內金六百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金三百圓ニ變更
一大正五年十月六日及昭和七年七月十一日登記シタル第十七回社債總殘額一百圓ノ內金一百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付全額抹消
一大正六年八月八日及昭和七年七月十一日登記シタル第十八回社債總殘額十七万五千六百圓ノ內金四千三百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金十七万一千三百圓ニ變更
一大正六年十二月十日及昭和七年七月十一日登記シタル第十九回社債總殘額十八万五千圓ノ內金四千三百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額金十八万七百圓ニ變更
一大正七年五月十六日及昭和七年七月十一日登記シタル第二十回社債總殘額三十八万三千ノ內金一万三千六百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金三十六万九千四百圓ニ變更
一大正八年五月二十七日及昭和七年七月十一日登記シタル第二十一回社債總殘額二十五万五千九百圓ノ內金一万三千一百五十圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金二十四万二千七百五十圓ニ變更
一大正八年十月十三日及昭和七年七月十一日登記シタル第二十三回社債總殘額七万七千一百圓ノ內金七千一百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金七万圓ニ變更
一大正十二年五月十日登記シタル第三十四回社債總殘額四百圓ノ內金一百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金三百圓ニ變更
一大正十四年六月十九日及昭和七年七月十一日登記シタル第四十三回社債總殘額十三万四千一百圓ノ內金三千圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金十三万一千一百圓ニ變更
一昭和二年九月十三日及昭和七年七月十一日登記シタル第五十回社債總殘額三百圓ノ內金一百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金二百圓ニ變更
一昭和二年九月十三日登記シタル第五十一回社債總殘額二十万圓ノ內金二十万圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付全部抹消
一昭和二年十二月十三日及昭和七年七月十一日登記シタル第五十二回社債總殘額二百圓ノ內金二百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ全部抹消
一昭和三年四月十三日及昭和七年七月十一日登記シタル第五十四回社債總殘額八十七万五千四百圓ノ內金二万九千九百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金八十四万五千五百圓ニ變更
一昭和三年八月七日及昭和七年七月十一日登記シタル第五十六回社債總殘額二百七十六万一百圓ノ內金七万九千八百圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金二百六十八万三百圓ニ變更
一昭和三年八月七日及昭和七年七月十一日登記シタル第五十六回乙號社債總殘額金一百三十七万五千三百五十圓ノ內金三万六千五十圓ヲ昭和七年十二月三十一日償還シタルニ付其ノ社債殘額ヲ金一百三十三万九千三百圓ニ變更

第1856号 本文

第1856号　本文

京都府船井郡園部町字上本町二番地
債務者　株式會社園部銀行

右ニ對スル昭和七年(ミ)第四號和議事件ニ付債務者提供ニ係ル左記條件ヲ以テスル本件和議ハ昭和八年二月二十八日午前九時ノ債權者集會ニ法定數ヲ得テ可決セラレ而モ不認可ノ決定ヲ爲スヘキ事由存セサルヲ以テ右ノ如ク決定ス

主文

本件和議ハ之ヲ認可ス

和議條件

和議債權(和議開始決定前日迄ノ利息ヲ含ム)ヲ左ノ方法ニヨリ支拂フモノトス

一、和議認可確定ノ日ヨリ滿一箇月目ニ百分ノ十ノ支拂ヲ開始ス(第一回)
二、前項支拂開始ノ日ヨリ滿一箇年目毎ニ百分ノ十宛四回支拂ヲ開始ス(第二回乃至第五回)
三、前項第五回ノ支拂開始ノ日ヨリ滿六箇月目ニ百分ノ五ノ支拂ヲ開始ス(第六回)
四、殘額百分ノ四十五ニ對シテハ前三項ニ從テ支拂ヲ爲スヘキモノヲ除キ尙殘餘財產存スルトキハ前項第六回支拂開始ノ日ヨリ滿五箇年以內ニ中立人ノ定ムル適宜ノ時期ニ於テ支拂ヲ爲ス若シ完濟スル能ハサル時ハ按分シテ配當ス
五、第一項乃至第三項ニ從テ支拂ヲ爲スヘキモノヲ除キ殘餘財產存セサルカ又ハ存スルモ完濟スル能ハサル場合ノ殘存債權ハ免除ヲ受ク
六、中立人ハ都合ニヨリ何時ニテモ年六分ノホフマン式計算法ニ依リテ算出シタル金額ヲ支拂ヒテ第一項乃至第三項ニ依リ支拂フ可キ各債務ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ代フルコトヲ得

京都區裁判所

◎鐵道財團競賣期日變更

一競賣ニ付スヘキ鐵道財團ノ表示　光明電氣鐵道株式會社鐵道財團
一此財團所屬線路　新中泉三俣町間
一競賣期日ノ場所、日時及入札締切ノ時
場所　當裁判所
日時　昭和八年三月二十九日午前九時
入札締切ノ時　右同日午前十時
一最低競賣價格　一金一百二十四万八千六百七十圓也
一競落期日ノ場所及日時
場所　當裁判所
日時　昭和八年三月三十一日午前九時
一執行記錄ノ閲覽シ得ヘキ場所　當裁判所

昭和八年三月七日　濱松區裁判所

◎行旅死亡人

自稱京都市上京區聖護院町二二戸主三宅万次郎六十六歲身長五尺三寸位頭髮髭半白面長上門齒缺ク右膝屈曲ス他特徵ナシ所持金品ナシ

右昭和六年十一月四日行旅病者トシテ當警察官署ヨリ引渡ヲ受ケ加療中同年十二月十八日死亡ニ付火葬ニ付セリ心當リノ者ハ申出ツヘシ

昭和八年二月　札幌市役所

自稱新潟縣西頸城郡糸魚川町字寺町渡邊ツル七十七歲身長四尺七寸位顏角張リタル方其他特徵ナシ所持金品ナシ

右昭和七年三月十二日行旅病者トシテ當警察官署ヨリ引渡ヲ受ケ加療中同年十二月二十九日死亡ニ付火葬ニ付セリ心當リノ者ハ申出ツヘシ

昭和八年二月　札幌市役所

本籍住所氏名不詳男推定七十歲身長五尺三寸位顏面蒼白ニシテ面長ク頭禿白髭五寸位體瘠其他特徵ナシ所持金品ナシ

右昨七年十月三十一日當市一條橋下ニ於テ屍體發見當警察官署ニテ檢視セルモ身元不明ニ付引渡ヲ受ケ火葬ス心當リノ者ハ申出ツヘシ

昭和八年二月　札幌市役所

本籍住所不詳男嬰兒分娩後餘リ日時經過セザル者身長約一尺五寸位圓顏他特徵ナシ

右屍體昨七年五月十七日當札幌驛構內客用便所糞尿壺內ニ風呂敷ニ包マレ居ルヲ發見シ警察官署ニテ檢視セルモ身元不明ニ付引渡ヲ受ケ火葬ニ付セリ心當リノ者ハ申出ツヘシ

昭和八年二月　札幌市役所

本籍住所不詳分娩後約一箇月間位經過ノ女嬰兒全身腐爛シ詳細不明所持金品ナシ

右昨年六月二十一日當市桑園線東方百間位琴似道路高園橋下河中ニ白敷布並藍棒割三巾著ニ包ミ遺棄シアリ當警察官署ノ檢視ヲ受ケ引取者不明ノ爲引渡ヲ受ケ火葬ス心當ノ者ハ申出ツヘシ

昭和八年二月　札幌市役所

年齡四十歲位男五尺三寸顏長色淺黑頭髮薄七三ニ分ケ額禿上ル著衣高貴織袷黑足袋ヲ穿ツ

右去月二十日頃本町內空家ニ於テ縊死ヲ遂ケタルヲ發見假埋葬ス

昭和八年二月六日　埼玉縣北足立郡浦和町役場

人相五尺三寸位頭髮角刈風白毛混リ上腮前齒及右門齒一本缺左門齒金色義齒一本五十歲位ノ男著衣黑色二重廻縱縞木綿袷ヲ著ス

右本月二日本町內鐵道線路ニ於テ轢死ヲ遂ケ假埋葬ス

昭和八年二月六日　埼玉縣北足立郡浦和町役場

◎朝鮮銀行券發行週報

自昭和八年二月二十六日至同八年三月四日朝鮮銀行券發行平均高	一〇七、四一二、四〇二・〇〇
正貨準備發行高	五七、四九九、〇六三・〇〇
保證準備發行高	四九、九一三、三三九・〇〇

昭和八年三月六日　朝鮮銀行

◎荷受人及荷送人不明荷物

左記荷物心當リノ向ハ當省ニ申出ツヘシ本公告後六月以內ニ其權利者ノ申出ナキ時ハ鐵道省其所有權ヲ取得ス

昭和八年三月　鐵道省

備考　荷物表示上ノ數字ハ搜索番號其下ノ數字等ハ紛著又ハ發見ノ月日驛名等△ハ紛著×ハ到著年月日事情等不明、後發見ノモノ※ハ一時預リ品ノ受取方申出ナキモノ

一一〇二箱入梨二、五鳥栖×　一一〇三蓮包蒲團等二、七金澤×　一一〇四七島包同一、二九根室×　一一〇五樽入漬物二、五長野※　一一〇六風呂敷包衣類等二、四京都※　一一〇七同二、一同　一一〇八同雜誌等二、二金澤※　一一〇九同餅米一、二三大宮※　一一一〇鞄日記等二、五京都※　一一一一トランク貯金通帳二、七輕井澤×　一一一二行李入書籍等二、八信濃町×　一一一三同衣類等一、二一廣島×　一一一四洋傘二、六岡山※　一一一五自轉車二、七丹後山田×　一一一六頭巾二、二一下關△　一一一七箱入書類入レ一二、二一大阪×　一一一八同鹽化硫黃一、二〇同　一一一九俵入林檎二、七小樽×　一一二〇筵包ビラ一二、三一大阪×　一一二一安平包しな素麵一、二一同　一一二二布包衣類等一、二六下關×　一一二三紙包ビラ一、一三大阪×　一一二四同一、九同　一一二五同名刺入レ一二、二一同　一一二六同ビラ一二、三一同　一一二七風呂敷包雜誌等二、六田端※　一一二八パッキングケース靴下一、八大阪×　一一二九同書類入レ一二、二一同　一一三〇行李入衣類等二、七神戶※　一一三一同二、五同×　一一三二紙包釘拔等一、二三門司×　一一三三風呂敷包食料品等二、二四神戶△　上一一三四蓆包衣類等二、九熱田×　一一三五袋入高粱二、九上野※　一一三六籠入林檎一、一九上野※　一一三七同フヰルム二、八長崎×　一一三八九紙包現金大阪×　一一三九同手帳等一、一六上野※　一一四〇同千魚二、三同　一一四一同酒一、二一同　一一四二風呂敷包衣類等二、四彌富※　一一四三同麥藥等二、八上野※　一一四五同靴二、二一同　一一四六同衣類等一、一九同　一一四七同印鑑等二、二一同　一一四八同櫛等一、二七同　一一四九同衣類二、二一同　一一五〇同書籍等二、七同　一一五一同一、二〇同　一一五二同帶等二、六同　一一五三同シャツ等一、二六同　一一五四同一、一五同　一一五五同雜誌等二、六同　一一五六同衣類二、五鹿兒島※　一一五七同衣類二、七同　一一五八同書籍等二、七吉塚※　一一五九鞄衣類等一、二九同　一一六〇同地圖等一、二〇同　一一六一行李入衣類等一、二〇同　一一六二同二、一〇釜山×　一一六三麻袋等二、七高松※　一一六四箱入鹽鰯一、三二長岡操車場△　一一六五賣藥二、二五下關△　一一六六筵包蒲團二、四新潟×　一一六七菰包小豆二、一熱田×　一一六八同赤豆二、一同　一一六九布包櫛等二、八下關※　一一七〇同蒲團等二、八宇治×　一一七一袋入同二、九浦和×　一一七二同二、四新潟×　一一七三行李入衣類等二、八宇治×

尙ホ詳細ハ最寄鐵道省停車場ニ就キ荷物搜索報ヲ閲覽セラルヘシ

正誤

去月二十七日廣告ニ別刷森林組合登記ノ項中田邊區裁判所南部出張所ノ部三三頁四段二十五行「決議シタル」ハ「議決シタル」ノ誤植

◎外國郵便物東京中央郵便局締切日時表

通常 普通 月日時	通常 書留 月日時	小包 月日時	郵便船出帆港	船名
●南支那、香港、フィリピン群島、海峽殖民地、英領印度等行				
三、一二前八半	―	―	門司	まにら丸
同一二前八半	―	―	同	へいぐ丸
同一三前八半	三、一二後一〇	―	同	はんぶるぐ丸
同一四前八半	同一三後一〇	―	神戶	プレシデント、フーバー號
●加奈陀、米國、南米等行				
同一一後三、一〇	同一一後三、四〇	三、一一前九半	橫濱	プレシデント、マヂソン號
同一五前一〇	同一五前九半	同一四後一〇	同	飛鳥丸
●蘭領東印度行				
同一二後三	同一二後三	同一一後四	神戶	名古屋丸

生徒入學

本月一日、二日ノ兩日施行セル本校入學試驗合格者氏名左ノ如シ

昭和八年三月　財團法人東京齒科醫學專門學校

府縣族籍	氏名	府縣族籍	氏名	府縣族籍	氏名
東京府	北村尙信	神奈川縣	榊原悠紀田郎	神奈川縣	土屋俊二
山口縣	杉田英三	東京府	高橋一夫	茨城縣	海保敏郎
東京府	渡邊泰一	岩手縣	今野忠夫	茨城縣	稻葉仁三郎
愛知縣	加藤豐	和歌山縣	岡野太郎	福島縣士族	佐瀨進
東京府	榎本太郎	東京府	岩渕喜久男	山形縣	中川正一
靜岡縣	磯貝進	島根縣	小松禮吉	長野縣	松森正義
和歌山縣	栗原功	長野縣	塚田作衞	秋田縣士族	山田耕助
山形縣	佐藤毅雄	神奈川縣	須田篤紀	佐賀縣	中尾一彥
東京府士族	本間利忠	和歌山縣士族	井口岳久	福島縣	加藤直
東京府	佐藤文男	埼玉縣	相田孝信	福井縣	岩田彰
熊本縣	福島眞人	愛知縣	川澄存男	京都府	饗庭格太郎
山口縣	白木省三	愛知縣	牧野茂樹	大分縣	松前計吾
新潟縣	二階堂保彥	福岡縣	高橋清	東京府	宮本行男
山形縣	伊藤貞雄	靜岡縣	幕內正夫	東京府	古屋武
東京府	北條信之助	福島縣	安齊政義	愛知縣士族	長坂健一
新潟縣	白勢賢策	靜岡縣	湯山實	山口縣	長谷川敏郎
東京府士族	安東義一	茨城縣	笹島啓之	熊本縣	玉置正知
北海道	今野二郎	富山縣	田中直次	福井縣	篠山幹一
福島縣	木田博司	山口縣士族	尾上收	滋賀縣	岩瀨道一
岐阜縣	稻垣正文	長崎縣	松本忠夫	山形縣	伊藤誠
福島縣士族	安增浩平	長野縣	湯澤正與	宮城縣	江刺一郎
靜岡縣	森田博道	東京府	山崎浩重	北海道	藤島四郎
靜岡縣	德谷衞三郎	島根縣	山本敏彥	東京府	中村旭
青森縣	立花知一	高知縣	久保內英郎	千葉縣	栗原玄達
長野縣	椎名總	大分縣	山本隆夫	三重縣	栢植三郎
山形縣	田島喜三	埼玉縣	石田七郎	三重縣	外山新
山梨縣	中山顯弘	新潟縣	長谷川竹次	愛媛縣	矢野浩
奈良縣	岡本吉生	兵庫縣	北良介	香川縣	千代美登
岡山縣	田川明治	栃木縣	岩下明六	新潟縣	倉島七郎
群馬縣	谷越正義	東京府	日原弘仁	山形縣	松田正男
愛知縣	橫井雅文	愛媛縣	中野一郎	愛知縣	小島喜久次
山梨縣	川口正雄	長崎縣士族	呼子拓慶	神奈川縣	新堀守之助
山口縣	井上光次	岐阜縣	高木幾久雄	長野縣	福山藤右エ門

府縣族籍	氏名	府縣族籍	氏名	府縣族籍	氏名
岐阜縣	田中誠	東京府	湯淺辰二郎	長崎縣	橋本壽丸
靜岡縣	三浦清	靜岡縣	中村幸義	德島縣	宮島照夫
福岡縣	池田增雄	廣島縣	奧原昌德	宮城縣	菅原節三
兵庫縣	佐藤友正	群馬縣	松本健	愛知縣	河原三男
北海道	守屋加久治	靜岡縣	太田房吉	岐阜縣	田中三郎
福井縣	中谷素	鹿兒島縣	楊長秀	神奈川縣	笹本正次郎
神奈川縣	八木茂	鹿兒島縣士族	指宿貞彥	兵庫縣	河本有平
群馬縣	高橋勳	山口縣士族	長尾英典	岐阜縣	淺野馨
廣島縣士族	南里欣三	岡山縣	守屋榮二	兵庫縣	眞島豐
佐賀縣士族	持永正彥	山梨縣	永井正弘	石川縣	渡邊五郎
山形縣	木村康平	廣島縣士族	伊藤正	京都府	笹井喜八郎
岐阜縣	淺野正一	東京府	里見康一	兵庫縣	平林敏成
福島縣士族	川崎精一	大阪府士族	中島治	島根縣士族	竹內光春
愛知縣	大鹿菊雄	福井縣士族	宮崎豐	岡山縣	石原義亮
愛知縣	中神茂	福岡縣士族	兒島久勝	岡山縣	伊木信彥
山形縣	佐々木節郎	岩手縣士族	高橋恭悅	京都府	千賀英三郎
岡山縣	淸水陽	岡山縣士族	野崎雅太	熊本縣	水野浩一郎
愛媛縣	松本朝夫	山形縣	川崎誠藏	大分縣	池田三吉
長崎縣	末續寬	臺灣	傳濡岳	東京府	田中滿佐雄
神奈川縣	伊藤吉藏	東京府	岩永行正	群馬縣	小池武
愛媛縣	矢野薰三	長野縣	笹井勇夫	臺灣	蔡淸塗
栃木縣	阿部博	熊本縣士族	春野屯	富山縣	淸水淸一
靜岡縣	山口晉作	東京府	永井銀三郎	山口縣	金子隆
山形縣	豐田良介	埼玉縣	權田忠良	新潟縣	鈴木計男
鳥取縣	岸田力	山梨縣	大村光晴	新潟縣	押見宏
東京府	青柳正男	鳥取縣	宮脇良一	臺灣	陳少圭
三重縣	松崎邦夫	北米	深澤正雄	東京府	小山康夫
靜岡縣	大畑淺太郎	廣島縣	森文雄	秋田縣	佐藤恭藏
栃木縣	岸文市	埼玉縣	湯本實	埼玉縣	小林三郎
新潟縣	坪谷金信	埼玉縣	堀內修三	滋賀縣	木下義彥
長崎縣	大平實	新潟縣	石野卓彌	新潟縣	齊藤正知
東京府	板野久彥				

特別生

府縣族籍	氏名
中華民國	黃群華

再入學者

府縣族籍	氏名
東京府	有山進
愛媛縣士族	大野武
鳥取縣	岡本治

第三十八回決算報告

(自昭和七年一月一日至同年十二月三十一日)

貸借對照表 (昭和七年十二月末現在)

資產	圓
現金	九、九三一・二六五
郵便振替貯金	五、八一五・七九〇
銀行預金	一二、二四六、四一九・四〇〇
金錢信託	三、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
有價證券	一五、七八九、三一五・九五〇
貸付金	一三、八二〇、一一二・一〇〇
不動產	五、〇九六、六五二・八九〇
什器	九四、三九八・二三〇
未收利息	七四、三八三・九三〇
未收保險料	七八五、一八一・〇八〇
代理店貸	五六八、九七五・八三〇
假拂金	九三、三一六・八九五
供託金及敷金	五三、二二九・六二〇
合計	五三、一二七、二三二・九八〇

負債	圓
株金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
法定準備金	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
責任準備金	四七、七八八、〇八〇・五四〇
支拂準備金	五〇三、〇四一・四一〇
割戾準備金	二、九六五・七六〇
保險契約ニ對スル利益配當準備金	一七、六五八・一八〇
利益分配附保險配當準備金	一、三四四、一六八・六四〇
代理店借	二〇、一六二・八〇〇
假受金	四〇二、三八二・九七〇
慰勞元資金	二〇、〇〇〇・〇〇〇
社員身元保證金	二五〇、八四九・七二〇
未經過利息	一〇四、二三五・五三〇
利益金	五三三、六八九・四五〇
合計	五三、一二七、二三二・九八〇

右之通相違無之候也

昭和八年二月二十八日

仁壽生命保險株式會社

追而取締役下鄕傳平、古澤鉼三郎、河越萬三郎、松野與、大川平三郎、下出民義、監査役子爵青木信光、福井彌平、各任期滿了ニ付改選ノ結果孰レモ重任セリ

校長室
特許出願中
各室表示板
一板 ¥0.80
本發明表示板ハ和靈小學校長二宮彌助先生御指導ノ基ニ弊所獨特ノ考案ヲ施コシタルモノニシテ官廳學校會社商店等缺ク可カラザル表示板ナリ。本品上端ノ门型金具ヲ支柱何レヘモ嵌裝自在且ツ兩面使用シ得ル優秀ナル特長アリ
諸官廳學校御用達
官廳學校商店用品一式
特別教室ノ設計ト施工各種運動具髹消漆研出塗板。グラフ板表示板之小四郎式製糸機械ABC兒童用腰掛
ABC腰掛製作希望者ニ特許權ノ分割又ハ讓渡御相談ニ應ズ
山口木工所家具部
山口鄕男
愛媛縣宇和島市裡四
振替口座下關九八四番

第1856号 本文

純國産責任製品

トーホー自働番號器（製錬逓呈）

（五様式）
歐文—和文　定價金拾圓

B型
歐文……和文
（三様式）
定價金五圓五拾錢

123456（歐文）　川口區川口（和文）

製圖用品商
事務用器
株式會社　内田洋行
大阪市東區備後町二丁目
東京市日本橋室區町二丁目

威權の實用

床面手入用

ラッキーフロアポリシュ（木床リノリューム油）

水ト混用三倍ニテ御使用出來
汚レガ取レテ油ガ少量デ綺麗ニナル
床面ニ光アリ
光アル所汚レ少シ
（製錬逓呈）

ワックス…ムリキュードWAX↑
リキュードWAX…フロアポリシュー油
東洋リノリューム會社御指定

發賣元　ラッキー工業所
三村芳太郎商店
大阪市西區西長堀北通二丁目
電話新町二八九・振替大阪二五五二

日立交流電弧鎔接機

（電送逓呈）

型錄送呈

東京府農工債券當籤公告

下記債券本月當籤に付來る四月一日より本行本支店代理店並全國郵便局（無集配三等局を除く）に於て債券引換に元金御支拂可申候也

昭和八年三月　株式會社　東京府農工銀行

第七十三回償還元金也	一萬圓券	86	213	自101 至110	自391 至400	第八十七回償還元金也	一萬圓券	自	391
		104	215					至	400
		116	221	第八十五回償還元金也				自	411
		127	231					至	420
		135	237					自	451
		167	269					至	460
		183	299	千圓券	自 61 至 70	自361 至370		自	731
		209	322					至	740
		五千圓券						自	1071
		25	229	五百圓券	自201	至210		至	1080
第八十四回償還元金二十八萬圓也		26	230					自	1311
		125	347	百圓券	自 41 至 50	自571 至580		至	1320
		126	348					自	1361
		143	413					至	1370
		144	414					自	1421
一萬圓券	23	52	千圓券					至	1430
	35	85							

昭和三年（大正十七年）四月護利札は昭和八年四月限時效に相當り可申候に付至急御請求相成度候也

古朱肉煉直シ用朱之油

御申越次第日錄進呈　百久壹円八十錢ヨリ

東京日本橋區横山町一ノ六
森島寶文堂商店
電話浪花六六二〇・振替東九二八

避雷針

大阪市西區立賣堀北通三丁目
鈴木深藏商店
電話長堀町一四八〇番

MONROE

モンロー高速度計算機

東京其他各地支店出張所
東京日本橋通二
丸善株式會社

手動式	
電動式	
標準型	
特殊型	
普通大型	
携帯用小型	

數字盤の一操作とハンドルの一回轉で大量計算の全局面は瞬時に終結してその解答を顯出する——計算事務を最も機械的平易神速に單化する Best Machine!（カタログ進呈）

¥ 750.00 以上

特許

印ーガイタ
ーパーペンポーカ

國産の最高位

輸入防濕の宿志を貫徹せる苦心研究
貳拾四年間の製品
品質常に一定
手を汚さず字跡鮮明

發賣元
堀井謄寫堂南店
東京　神田

機寫映メクア

一第全安　火耐火防

最新式アクメ12號型

携帯用映寫機

（定價金九百五拾圓也）

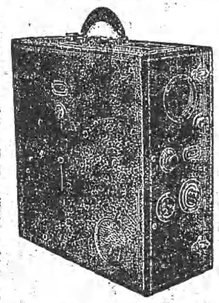

機構部は三重板製函内に裝置。外面レザー内面石綿張り。防火、耐火設備完全。
五〇〇ワット電球使用。
四インチレンズ。フイルム約籠可能。携帯至便。

營業科目

映寫機（家庭用）
映寫機（劇場用）
寫眞機
寫眞機用フラッシュランプ
寫眞機用フラッシュランプレフレクター
寫眞機用フラッシュランプシンクロスイッチ
寫眞機用フラッシュランプシンクロコード
寫眞機用フラッシュランプ用乾電池
寫眞機用フラッシュランプ用ソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケース
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブル
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルプラグ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプター
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターキャップ
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターソケット
寫眞機用フラッシュランプ用ケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターケーブルアダプターホルダー
寫眞機用

學生募集

（學則及志願者要項申込次第送付）

一、募集生徒定員　本科　滿蒙科　百名　南洋科　百名　南米科　五十名
　　夜學科　各科五十名宛
一、願書受付期日　三月卅一日迄
一、入學資格　中等學校卒業者又は同程度以上のもの
一、入學決定法　四月一日より同月五日迄考査の上決定す
一、申込手續　入學志願者は入學志願書（用紙は本校より交付す）に最終學校長の成績證明書、醫師の身體檢査書及入學考査料金參圓を添へ本校事務所に差出されたし
一、入學手續　入學許可を得たる者は誓約書（用紙は本校より交附す）及戸籍謄本に入學金及授業料を添へ本校事務所に差出されたし
一、入學式　四月八日午前十時擧行
一、授業時　本科　午前八時より午後三時迄　夜學科　午後六時より午後九時迄
一、修業年限　一ケ年
一、本校の特色　本校は海外に進出すべき青年を養成し實務に就かしむ　本年三月卒業すべき者の大部分は既に就職内定せり
一、校舍位置　神田區淡路町一丁目一番地（東京南工學校南裏通）に在り、省線萬世橋驛又御茶の水驛より三分以内、市電小川町停留所より二分にて達すべく交通至便なり

昭和八年三月

東京市神田區淡路町一丁目一番地

海外高等實務學校

電話神田（25）三九三八番

職員

顧問
- 内閣總理大臣　海軍大將　子爵　齋藤實
- 陸軍大臣　陸軍中將　荒木貞夫
- 拓務大臣　滿洲國特命全權大使　關東軍司令官　陸軍大將　武藤信義

（いろは順）

校長　井上雅二　海外興業會社長、東洋拓殖會社常務顧問、人口問題研究會常務理事、海外移住組合聯合會理事
常務理事　飯泉良三　南洋協會、日伯中央協會幹事、元東洋拓殖會社參事
常務理事　飯泉孫次郎　前陸軍通譯官　正五位勳三等
同　小日山直登　元南滿洲鐵道株式會社理事
同　木村增太郎　法政大學經濟學部長、經濟學博士、日蘇經濟提携懇談會委員

生存分配金附確定配當金附

大正生命

祝壽養老金附（一名三倍保險）

横濱市公債償還公告

昭和八年三月七日横濱市第十三回事業公債短期公債ヲ償還ス償還金額金七萬六千參百圓ニ對スル抽籤ノ結果左ノ通當籤セリ

昭和八年三月十日　横濱市長　大西一郎

當　壹百圓券　壹、貳、參、四、五、六、七、八、壹〇、壹貳、壹五、
籤　壹千圓券　壹八、壹九、貳貳、參參、參四、參七、參八、參九、四〇、
番　五千圓券　四四、四九、五〇、五壹、五貳、五參、五九、六〇、六壹、六貳、六參、六四、六五
號

支拂期日　昭和八年三月三十一日　壹百圓券ハ拾圓ニ付金八錢　壹千圓券ハ貳圓拾參錢　五千圓券ハ拾圓ニ付金八錢

支拂場所　株式會社横濱興信銀行本支店、共同證券株式會社

但シ右ノ内共同證券株式會社ニ於ケル取扱期間ハ支拂期日ヨリ向フ一ケ月間トス

品質優良、一本モ折ナシ書キ工合ヨシ（各有名文具店ニ有リ）

ササキガラスペン

東京、下谷、入谷町九四、佐々木商店（電話下谷二、一三六）

新案特許三件

機孔穿動自オネ

（り綴紐類書）

精巧緻密堅牢無比

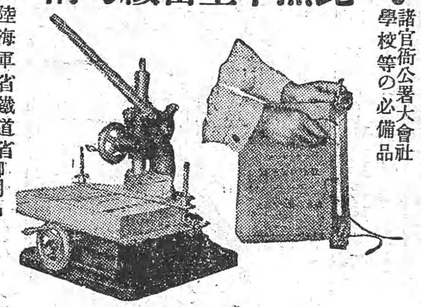

特長

- 諸官衙公署大會社學校等の必備品
- 陸海軍省鐵道省遞信省各局農林省御用品

一日多數の書類傳票の整理敏速
事務能率增進一度に數千枚の紙を緊締の儘穿孔直ちに紐綴りを爲し得
全部鑄製構造精緻堅牢無比操作巧妙極めて輕快老幼婦女子にて容易
幅員官報大にして厚サ三寸五分穿孔

詳細カタログ進呈、市内及近接地は御通知次第現品實地應御試驗

所作製和昭元賣發造製

東京市芝區新橋二丁目新橋際

電話銀座五二七七・七五・四九八番　振替口座東京七八五二〇番

（明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可）　◉廣告二別刷三二頁◉號外昨九日發行通記錄（貴）第二二號四〇頁

定價　一ケ月分　九十五錢　一部八十錢（郵税共）　但八十錢（佐ル場合）　各地發賣所

廣告料　本紙掲載　大倉十行三十錢　五號五錢　四號十錢

發行所　東京市麹町區内幸町　内閣印刷局

（本書ノ大サハ國定規格A4判）

許可 1856 号

第1856号 付録

◎商業登記

●合資會社設立
一商號 合資會社丸共材木店
一本店 揖斐郡豐木村大野六百九十五番地ノ二
一目的 建築請負業製材業
一設立年月日 昭和八年一月十三日
一社員ノ氏名住所及出資及責任
勞務 無限 河野賢一 揖斐郡豐木村大野六百九十五番地ノ二
金五百圓 有限 河野嘉六 同郡富秋村古川四十三番戸ノ一
金五百圓 有限 河野畯 同所四百七十九番地ノ一
金三百圓 有限 河野拮次 同所二十一番地
金三百圓 有限 河野武雄 同所五百三十八番地
金三百圓 有限 大野周作 同所四百七十五番地ノ一
金三百圓 有限 河野敏省 同郡大野町黒野千百十一番地ノ一
金三百圓 有限 平野治六 同郡豐木村大野五百九十二番地ノ二ノ一
一存立時期 滿十二年
昭和八年一月二十三日登記 大垣區裁判所大野出張所

●合資會社設立
一商號 可知合資會社
一本店 惠那郡中津町中津川四百五十三番地ノ十
一目的 酒類味噌溜リノ販賣
一設立年月日 昭和八年一月二十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金三百圓 無限 可知ヤヱ 惠那郡中津町中津川四百五十三番地ノ十
金二百圓 有限 酒井久米三 同所二百二十四番地ノ二
金一百圓 有限 吉村熊吉 同所七百四十五番地ノ五
昭和八年一月二十一日登記 御嵩區裁判所中津出張所

●三濃株式會社變更
一監査役山岡晋松山村芳右衛門ハ昭和八年一月十二日退任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
山岡勝治郎 惠那郡三濃村野原二千六百二十七番地

山内富太郎 同所二千六百八十八番地
昭和八年一月二十三日登記 御嵩區裁判所明知出張所

●商號新設
一商號 高山土產品陳列所
一營業ノ種類 漆器陶磁器木竹製品眞綿加工品和洋小間物袋物玩具類菓子食料品ノ販賣
一營業所 大野郡高山町大字三町九百三十番地
一商號使用者ノ氏名住所 淺野利右衛門 同所同番地
昭和八年一月二十一日登記 高山區裁判所

●合資會社設立
一商號 合資會社丸十商店
一本店 福井市佐佳枝中町六十三番地
一目的 一人造絹絲ノ現物賣買營業二會員組織ノ福井人絹取引所ノ會員トナリ自ラ若クハ他人ノ委託ニヨリ同取引所ニ於テ人造絹絲ノ定期賣買營業三右營業ニ附帶スル一切ノ事業
一設立ノ年月日 昭和八年一月十一日
一代表社員ノ氏名 野原清一郎小林安吉
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金七千五百圓 無限責任 野原清一郎 福井市豐島中町十一番地
金七千五百圓 同 小林安吉 同市石場畑方十二字木倉向四十四番地ノ五
金七千五百圓 同 宮崎庄吉 同市佐久良上町七十一番地
金七千五百圓 同 竹林仁 同市奬町五十九番地
金七千五百圓 有限責任 三寺近 同市九十九町二十番地
金七千五百圓 同 宮崎新作 同市佐佳枝中町六十三番地
金一万圓 同 田中章五 同市佐佳枝上町百二十四番地
一存立ノ時期 設立登記ノ日ヨリ滿二十箇年
昭和八年一月二十一日登記 福井區裁判所

●合名會社山口商店解散
一昭和八年一月十日總社員ノ同意ニ依リ解散ス

●株式會社飛島組變更
一監査役細見勇造ハ昭和八年一月十六日重任ス
右昭和八年一月二十一日登記 福井區裁判所

●三國製氷株式會社變更
監査役濱田清四ケ田嘉吉山崎重藏ハ昭和八年一月二十日重任ス
右昭和八年一月二十三日登記 福井區裁判所三國出張所

●株式會社三方銀行變更(本店)
取締役全員任期滿了ニ付改選ノ處左記ノ者再選
昭和八年一月十七日何レモ重任シタリ
取締役 宇野儀左衛門 三方郡八村三方三十四號二十三番地
同 武長彌榮造 三方郡耳村河原市九號三番地
同 安田龜吉 三方郡八村北前川四十號十六番地
同 小堀善七 三方郡八村鳥濱五十七號一番地
同 澤田多吉 三方郡八村三方三十一號十九番地
同 坪田重太郎 三方郡八村三方三十號十九番地
同 山川登 遠敷郡雲濱村竹原十六號一番地ノ四
昭和八年一月二十一日登記 敦賀區裁判所八村出張所

●株式會社三方銀行變更(支店)
一取締役全員任期滿了ニ付宇野儀左衛門武長彌榮造安田龜吉小堀善七澤田多吉坪田重太郎山川登ハ昭和八年一月十七日各重任セリ
昭和八年一月二十三日登記 小濱區裁判所

●株式會社內國貯金銀行變更(支店)
取締役室田義文足立莊ハ昭和八年一月十七日重任シ左ノ者同日取締役ニ就任ス
粕谷貴三 東京市麴町區土手三番丁四番地
監査役青木正德本多政繇ハ同日重任ス
昭和八年一月二十三日登記 小濱區裁判所

●合資會社設立
商號 合資會社安田商店
本店 金澤市六枚町五十一番地
目的 米穀木炭薪販賣
設立年月日 昭和八年一月二十日
社員ノ氏名住所出資及責任
金一千圓 無限 中村忠四郎 富山市總曲輪百八十番地
金一千圓 有限 中川心書 金澤市英町十九番地ノ二
金七百圓 同 武藤儀作 同市芳齋町四十四番地
金五百圓 同 野村フトイ 同市六枚町五十一番地
太田製作所製造精米機一臺外五點此價格金八百圓 同 安田ハツ 同所
存立時期 設立ノ日ヨリ滿二十箇年

●商號 合資會社加藤製絲綿所
本店 金澤市三社五十人町一番丁二十五番地
目的 一綿製造販賣二以上ニ關聯スル事業
設立年月日 昭和八年一月十五日
社員ノ氏名住所出資及責任
金五百圓 無限 加藤たけ 金澤市三社五十人町一番丁二十五番地
金七百五十圓 有限 岩本なを 石川郡旭村字宮永市甲百十二番地
金七百五十圓 同 岩本半治 同郡同町同字ホ四十一番地
右昭和八年一月二十一日登記

●株式會社北陸自動車商會變更
取締役相模茂ハ昭和八年一月十五日辭任ス
右昭和八年一月二十三日登記 金澤區裁判所

●小松電氣株式會社變更
一取締役金岡又左衛門ハ昭和八年一月十日辭任ス
右昭和八年一月二十三日登記 小松區裁判所

●合資會社設立
一商號 合資會社 松井商店 一本店 江沼郡大聖寺町字寺町一番地ノ二 一目的 皮革類ノ賣買及靴鞄類ノ製造並ニ販賣右ニ關スル附帶事業 設立ノ年月日 昭和八年一月二十日 代表社員ノ氏名 松井志よん 一社員ノ氏名住所 出資ノ種類價格及責任 金一千圓無限責任 松井志よん 石川縣江沼郡大聖寺町字寺町一番地ノ二 勞務無限責任 房川秀治 同上同番地 金二百五十圓有限責任 川島喜佐吉 福井縣丹生郡大虫村 小松第十三號四番地ノ一 金二百五十圓 有限責任 川島京太郎 同上同番地
存立時期 昭和十七年十二月末日迄
右昭和八年一月二十一日登記 小松區裁判所大聖寺出張所

●合資會社番留商店解散
昭和七年十二月二十八日總社員ノ同意ニ因リ解散ス
右昭和八年一月六日登記

●高岡鹽元賣捌株式會社變更
昭和七年十二月三十一日取締役監査役各一名補缺選擧ノ結果左ノ者就任ス
取締役 北中清 金澤市三社五十人町二番丁七番地
監査役 北中經 同市泉新町一三二番地

●株式會社丸中商行變更
監査役橋勝二ハ任期滿了ノ處昭和七年十二月十五日重任ス
右昭和八年一月九日登記

●高岡電燈株式會社變更
取締役磯又三郎辭任ニ付昭和七年十二月二十七日補缺選擧ノ結果左ノ者當選就任ス
久保田可全 金澤市長町一番町十四番地
右昭和八年一月十日登記

付録

第 1856 号　付録

第1856号 付録

●株式會社三戸銀行變更(支店)
一昭和八年一月十七日取締役及監査役補缺選擧ノ結果左記者當選同日就任ス
取締役 佐藤 捷三 三戸郡三戸町大字八日町四十九番地
取締役 久慈善太郎 二戸郡一戸町大字一戸九十五番戸
監査役 松尾善太郎 三戸郡三戸町大字在府小路町二番地一號
監査役 小井田清三 同郡大字二日町六十六番地
右昭和八年一月二十三日登記 八戸區裁判所劒吉出張所

●株式會社三戸銀行變更(支店)
一昭和八年一月十七日左ノ者取締役ニ補缺就任ス
佐藤 捷三 三戸郡三戸町大字八日町四十九番地
久慈善太郎 二戸郡一戸町大字一戸九十五番戸
一同日左ノ者監査役ニ補缺就任ス
松尾善太郎 三戸郡三戸町大字在府小路町二番地一號
小井田清藏 三戸郡三戸町大字二日町六十六番地
昭和八年一月二十三日登記 八戸區裁判所田子出張所

●余市酒造株式會社變更
取締役阿部理三次ハ昭和八年一月八日死亡シタリ
昭和八年一月二十一日登記 小樽區裁判所余市出張所

●合資會社東京堂解散
一總社員ノ同意ニ因リ昭和七年十二月三十一日解散ス
一清算人ノ氏名住所 朽木ウタ 虻田郡倶知安町基線西五十六番地

●商號新設
一商號 山三東京堂朽木商店
一營業ノ種類 小間物化粧品雜貨 雜誌賣藥販賣業
一營業所 虻田郡倶知安町基線西五十六番地
一商號使用者ノ氏名住所 朽木保吉 小樽市相生町一丁目四十九番地

●支配人選任
一支配人ノ氏名住所 朽木靖人 虻田郡倶知安町基線西五十六番地
一主人ノ氏名住所 朽木保吉 小樽市相生町一丁目四十九番地
一支配人ヲ置キタル場所 虻田郡倶知安町基線西五十六番地
昭和八年一月十一日登記 岩內區裁判所倶知安出張所

●合資會社谷川商店解散
昭和八年一月十八日總社員ノ同意ニ因リ解散

●合資會社谷川商店清算人選任
昭和八年一月十八日左ノ者清算人ニ選任セラレタリ
谷川シゲ 上川郡東鷹栖村字近文二線六號
右昭和八年一月二十日登記 旭川區裁判所

●合資會社設立
一商號 合資會社山中商店
一本店 中川郡中川村字譽平市街地
一目的 物品販賣飲食店營業右ニ附隨スル一切ノ業務
一設立ノ年月日 昭和八年一月十九日
一代表社員ノ氏名 山中勇一
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ヒ責任
山中勇一 中川郡中川村字譽平市街地 土地三筆竝ニ金庫外百五十點此價格金八百圓 無限責任
山中壽 同所 金五百圓 有限責任
伊藤半治郎 同所 金一百圓 有限責任
伊藤かつゑ 同所 金二百圓 有限責任
一存立ノ時期 設立ノ日ヨリ二十箇年
一解散ノ事由 存立時期ノ滿了 總社員ノ同意會社ノ合併其他法律上ノ事由
右昭和八年一月十九日登記 名寄區裁判所美深出張所

●合資會社設立
商號 合資會社女滿別澱粉商會
本店 網走郡女滿別村大字最寄村字チエツプサクモニ一千十二番地
目的 澱粉ノ製造販賣竝ニ之ニ附隨スル業務一切
設立年月日 昭和八年一月十八日
代表社員氏名 吉野龍太郎
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
吉野龍太郎 網走郡網走町西八條東六丁目五番地 金五百圓也 無限
吉野彰 網走郡網走町南四條西二丁目一番地ノ三 金四千圓也 有限
吉野晴良 斜里郡斜里村大字斜里村字川上西一線三十六番地 金五百圓也 有限
存立時期 定款作成ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和八年一月二十日登記 網走區裁判所

●株式會社根室第一市場變更
昭和七年十一月十五日本店竝ニ取締役監査役ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
本店 根室郡根室町字緑町二丁目三十七番地
取締役 中澤助五郎 同上字緑町二丁目三十三番地
同 小林 惣吉 同上字櫻ヶ枝町三丁目九番地
同 萬年 敬吉 同上字平内町三丁目二番地
同 山崎 庄吉 同上字花咲町三丁目六番地
同 新田吉之助 同上字緑町二丁目三十四番地
監査役 安藤 金六 同上字緑町二丁目十八番地
同 鎗倉 剛信 同上字彌生町一丁目五番地
同 宮川 武三 同市字彌生町一丁目六十番地
昭和八年一月十二日登記

●山丸運輸合名會社更正
昭和八年一月十六日本店ヲ左ノ如ク更正ス
根室郡根室町大字本町三丁目濱通第四號

●山丸運輸合名會社變更
昭和七年十一月十五日本店竝ニ社員ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
本店 根室郡根室町字本町四丁目十三番地
社員 板倉 專松 同上五丁目四番地
同 松岡 末吉 同上同番地
同 板倉常太郎 同上同番地
同 荒木 清松 同上三丁目十五番地
昭和八年一月十七日登記

●殖産無盡株式會社變更(支店)
昭和七年十一月十五日支店竝ニ取締役監査役ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
支店 根室郡根室町字花咲町二丁目六番地
取締役 諏訪庄兵衛 同上字櫻ヶ枝町三丁目四番地
同 池田 富治 同上字花咲町一丁目十二番地
同 石黒 才吉 同上字本町四丁目六十二番地
監査役 佐々木龜吉 同上字花咲町二丁目十七番地
昭和八年一月十八日登記

●合名會社田中商店變更
昭和七年十一月十五日本店竝ニ社員ノ住所ヲ左ノ如ク變更ス
本店 根室郡根室町字本町一丁目二番地
社員 田中 芳松 同上同番地
同 田中 直澄 同上同番地
同 田中 喜三 同上字平内町一丁目二十一番地
同 田中兼次郎 同上同番地

●合名會社田中商店清算人變更
昭和七年十月二十二日清算人田中松次郎死亡シ昭和八年一月十六日左ノ者清算人ニ就任ス
田中芳松 根室郡根室町字本町一丁目二番地
昭和八年一月二十日登記 根室區裁判所

●株式會社北海道拓殖銀行社債(支店)
第百六十七回社債ノ總額金六万五千圓各社債ノ金額一千圓社債ノ利率年三分六厘償還ノ方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金二千圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債ニ付拂込タル金額全額
第百六十八回社債ノ總額金十二万一千圓各社債ノ金額一千圓社債ノ利率年三分九厘償還ノ方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金二千圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債ニ付拂込タル金額全額
第百六十九回社債ノ總額金一千四百九十七万四千圓各社債ノ金額十万圓七万四千圓社債ノ利率年四分二厘償還ノ方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金二十万圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債ニ付拂込タル金額全額

●株式會社北海道拓殖銀行變更(支店)
社債買入償還シタルニ付總額ヲ左ノ通リ變更ス
第二十一回な號十六万五千圓第二十二回ら號七万二千圓第三十五回て號七十万三千圓第三十九回ゆ號五十三万七千圓第四十五回も號六十九万八千五百圓第五十九回一百五万六千圓第六十七回八十二万六千三百圓第七十二回五十八万八千圓第八十二回二十七万六千圓第八十六回六十万圓第八十七回六十万圓第九十二回九十四万五千圓第九十四回四十三万圓第九十七回五十一万五千圓第百回七十一万五千圓第百十回九十二万七千五百圓第百十八回八十八万圓第百十九回三百三十一万圓第百二十一回一百五十六万五千圓第百二十三回一百二十五万圓第百二十五回十四万九千圓第百二十六回二十三万一千四百圓第百二十七回三百二十二万九千圓第百二十八回三百十六万圓第百三十一回一百五十六万圓第百三十四回五十一万五千圓第百三十八回一百五十万五千圓第百四十二回九万三千圓

●大庭合名會社變更
昭和八年一月十七日目的ヲ左ノ通リ變更シタリ
目的 酒類釀造販賣業米穀雜貨賣買業海陸物産委託賣買業漁業 鑛業及鑛産物ノ販賣代辨業

●大庭合名會社變更
昭和八年一月十七日本店ヲ左ノ地ニ移轉シタリ
本店 函館市大町三十七番地
右昭和八年一月十七日登記 眞岡區裁判所

●株式會社北海道拓殖銀行社債償還(支店)
昭和八年一月七日迄ニ社債ノ一部ヲ買入償還シタルニ付各社債ノ發行殘額ヲ左ノ通變更ス
第二十一回な號十六万五千圓第二十二回ら號七万二千圓第三十五回て號七十万三千圓第三十九回ゆ號五十三万七千圓第四十五回も號六十九万八千五百圓第五十九回一百五万六千圓第六十七回八十二万六千三百圓第七十二回五十八万八千圓第八十二回二十七万六千圓第八十六回六十万圓第八十七回六十万圓第九十二回九十四万五千圓第九十四回四十三万圓第九十七回五十一万五千圓第百回七十一万五千圓第百十回九十二万七千五百圓第百十八回八十八万圓第百十九回三百三十一万圓第百二十一回一百五十六万五千圓第百二十三回一百二十五万圓第百二十五回十四万九千圓第百二十六回二十三万一千四百圓第百二十七回三百二十二万九千圓第百二十八回三百十六万圓第百三十一回一百五十六万圓第百三十四回五十一万五千圓第百三十八回一百五十万五千圓第百四十二回九万三千圓

●同社債(支店)
第百六十七回社債ノ總額金六万五千圓各社債ノ金額一千圓社債ノ利率年三分六厘償還ノ方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一千圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債ニ付拂込タル金額全額
第百六十八回社債ノ總額金十二万一千圓各社債ノ金額一千圓社債ノ利率年三分九厘償還ノ方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金二千圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債ニ付拂込タル金額全額
第百六十九回社債ノ總額金一千四百九十七万四千圓各社債ノ金額十万圓七万四千圓社債ノ利率年四分二厘償還ノ方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金二十万圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債ニ付拂込タル金額全額
右各昭和八年一月十六日登記 眞岡區裁判所本斗出張所

●株式會社北海道拓殖銀行社債及變更
一第百六十七回社債總額六万五千圓各社債金額一千圓社債利率年三分六厘償還方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金一千圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債拂込額全額
一第百六十八回社債總額十二万一千圓各社債金額一千圓社債利率年三分九厘償還方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金二千圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債拂込額全額
一第百六十九回社債總額一千四百九十七万四千圓各社債金額十万圓七万四千圓社債利率年四分二厘償還方法及期限昭和十一年三月一日迄据置昭和十一年八月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ以後毎年二回(二月八月)抽籤ヲ爲シ毎回元金二十万圓以上ヲ其ノ翌月ニ償還シ昭和三十六年三月一日殘額全部ヲ償還ス但シ本資金ニ依ル貸付金償還高カ前記償還高ヲ超過シタルトキハ其ノ超過額モ同時ニ償還スルモノトス各社債拂込額全額
一昭和八年一月七日迄ニ社債一部償還シタルニ付發行殘額ヲ左ノ通リ變更ス
第二十一回な號十六万五千圓
第二十二回ら號七万二千圓
第三十五回て號七十万三千圓
第三十九回ゆ號五十三万七千圓
第四十五回も號六十九万八千五百圓
第五十九回一百五万六千圓
第六十七回八十二万六千三百圓
第七十二回五十八万八千圓
第八十二回二十七万六千圓
第八十六回六十万圓
第八十七回六十万圓
第九十二回九十四万五千圓
第九十四回四十三万圓
第九十七回五十一万五千圓
第百回七十一万五千圓
第百十回九十二万七千五百圓
第百十八回八十八万圓
第百十九回三百三十一万圓
第百二十一回一百五十六万五千圓
第百二十三回一百二十五万圓
第百二十五回十四万九千圓
第百二十六回二十三万一千四百圓
第百二十七回三百二十二万九千圓
第百二十八回三百十六万圓
第百三十一回一百五十六万圓
第百三十四回五十一万五千圓
第百三十八回一百五十万五千圓
第百四十二回九万三千圓
昭和八年一月十六日登記

●支配人選任(支店)
支配人ノ氏名住所 安藤和三郎 泊居郡名寄村大字鷹澤字大榮區劃外
主人ノ氏名住所 安藤松三郎 愛知縣西春日井郡豐山村大字豐場字新田町八十二番地
主人ノ營業 吳服洋品雜貨商
支配人ノ用ユヘキ商號 丸安安藤商店
支配人ヲ置キタル場所 泊居郡名寄村大字鷹澤字大榮區劃外
昭和八年一月二十日登記 眞岡區裁判所泊居出張所

●南國タクシー合資會社(變更)
昭和八年一月十日左者頭書ノ出資責任ヲ以テ新ニ入社ス
臺北市太平町九丁目四十一番地 一九二八年式觀型エー型フォード號自動車一輛此評價格金三百圓 有限 郭財
右昭和八年一月十八日登記

●合資會社(設立)
商號合資會社西川商店 本店臺北市榮町三丁目二十二番地 目的和洋雜貨化粧品小間物類ノ販賣及之ニ附屬スル行爲 設立年月日昭和八年一月十六日 社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任 臺北市榮町六丁目二十二番地 一商品ライオン齒磨外六千四十九點器具檜製商品陳例棚外二十六點此評價金六千五百圓 一債權金九千九百五十四圓九十三錢此評價金五千五百圓 無限 西川長之助 臺北市榮町三丁目二十二番地 金五百圓 無限 西川博子 臺北市京町一丁目五十番地 一金千圓 有限 菊谷隆一 臺北市北門町七番地 一金千圓 有限 岡今吉 臺北市京町一丁目四十七番地 一金千圓 有限 安田丑松 臺北市榮町三丁目二十二番地 一金五百圓 有限 辻田勝 存立時期設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和八年一月十九日登記 臺北地方法院

●株式會社萬榮組(變更)
取締役江夏英藏呉穆德及會社ヲ代表スヘキ取締役呉萬輝ハ任期滿了ノ處昭和八年一月十六日江夏英藏ハ退任呉穆德呉萬輝ハ重任臺北市大龍峒町四六八番地許雨亭ハ取締役ニ就任ス
右昭和八年一月十九日登記 臺北地方法院基隆出張所

●臺灣勸業無盡株式會社支店移轉(支店)
昭和八年一月九日新竹ノ支店ヲ新竹市新竹字東門七十八番地ニ移轉ス
右昭和八年一月十六日登記 臺北地方法院宜蘭支部

◎法人登記

●社團法人設立
一名稱 社團法人江戸川風致協會
一事務所 東京市葛飾區柴又町一丁目千六百十三番地
一目的 東京都市計劃江戸川風致區內ニ於ケル景趣ヲ保育シ風致地區機能ヲ發揚セシムルヲ目的トス
一設立許可ノ年月日 昭和七年十二月二十六日
一資産ノ總額 金五百圓也
一出資ノ方法 會費補助及寄附
一理事ノ氏名住所
鈴木 富藏 東京市葛飾區金町四丁目五千百五十七番地
天宮吉五郎 同市同區柴又町一丁目千六百十四番地
石川 猛 同所千五百九十番地
天宮 覺藏 同所千八百二番地
唐松平兵衞 同市同區金町五丁目三千百七十四番地

第1856号付錄

二組合員ニ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若クハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト
三組合員ノ委託ヲ受ケ其ノ生產シタル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ販賣スルコト
四組合員ノ產業又ハ經濟ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生產シテ組合員ニ賣却スルコト
五組合員ヲシテ產業又ハ經濟ニ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト
六農業倉庫業法ニ依リ農業倉庫ノ經營ヲ爲スコト
一出資拂込方法　出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金十圓以上トス第一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外出資一口每ニ每年六月末及十二月末迄ニ金五圓以上宛拂込ムモノトス
一存立時期　五十箇年
昭和八年一月二十日登記　弘前區裁判所柏木町出張所

●有限責任地引信用購買販賣利用組合(變更)
一昭和八年一月十五日松村喜助夏坂專一郎苫米地元助監事ニ再選重任ス
右昭和八年一月二十三日登記　八戶區裁判所劒吉出張所

●名稱有限責任遠輕信用販賣購買利用組合
一事務所　紋別郡遠輕村三百七十四番地ノ五
一變更事項　昭和七年一月一日ヨリ同年十二月三十一日迄ニ出資總口數及拂込タル出資總額ヲ左ノ通リ變更セリ
一出資總口數　五百五十三口
一拂込タル出資總額　金一万二千八百七十九圓十二錢也
右昭和八年一月十八日登記　野付牛區裁判所上湧別出張所

●有限責任樺太信用組合聯合會(變更)
理事新目直人ハ昭和七年十二月十四日其住所ヲ本斗郡本斗町大字本斗大通十丁目二十番地ニ移轉ス
右昭和八年一月二十一日登記　豐原區裁判所

●有限責任新營購買組合(變更)
一理事闕矢龍司昭和七年十二月十日辭任シタリ
右昭和八年一月九日登記　臺中地方法院南投出張所

●有限責任臺南高門住宅利用購買組合(變更)
昭和七年十二月二十一日理事柴林穗ハ其住所ヲ臺南市三分子八六番地ノ一ニ金成茂生ハ同市旭町六番地ニ監事宮本淸利ハ同市三分子八六番地ノ一ニ各移轉ス
右昭和八年一月十七日登記　臺南地方法院

●有限責任埔姜崙信用購買組合(變更)
理事監事全員任期滿了ノ處昭和七年十二月二十七日陳比羅德張江海ハ理事ニ張水牛吳久ハ監事ニ各重任ス
右昭和八年一月十七日登記　臺南地方法院虎尾出張所

●有限責任潮州信用購買利用組合(變更)
理事黑木直吉ハ昭和七年十二月一日脫退ニ依リ資格喪失ス
右昭和八年一月十八日登記

●有限責任枋寮信用購買利用組合(變更)
理事久米川甚四郎ハ昭和八年一月四日住所ヲ高雄州潮州郡枋寮庄枋寮字枋寮一八一番地ニ移轉ス
右昭和八年一月十八日登記　臺南地方法院潮州出張所

◎住宅組合登記

●有限責任誠和住宅組合(變更)
監事田村繁次郎ハ昭和三年一月八日退任シ同日左者監事ニ新任ス
東京市杉並區馬橋四丁目五百五十八番地　柳澤卓
監事柳澤卓ハ昭和四年一月三日重任ス
監事柳澤卓ハ昭和五年一月十二日重任ス
監事柳澤卓ハ昭和七年一月三日退任シ同日左者監事ニ新任ス
東京市杉並區馬橋四丁目五百五十八番地　佐藤榮一郎
昭和七年十月一日事務所ヲ左ノ如ク變更ス
事務所　東京市杉並區馬橋四丁目五百五十八番地柳澤卓方
理事左者ハ昭和七年十月一日其住所ヲ左ノ如ク變更ス
理事　上野淸吉　東京市杉並區馬橋四丁目五百五十八番地
同　永田重藏　同市大森區山王町二丁目千九百十七番地
同　林信松　同市目黑區向原町三百二十六番地
右昭和七年十二月十五日登記

●有限責任鐵建住宅組合(變更)
一昭和五年一月二十五日左者何レモ理事ニ重任ス
理事高楠憲三　理事望月耕一　理事半田三藏
一同日左者何レモ監事ニ重任ス
監事松下藤吉　監事渡邊德三郎
一昭和六年一月二十五日左者何レモ監事ニ重任ス
監事　松下藤吉監事渡邊德三郎
右昭和七年十二月三十一日登記
一昭和四年十一月二十日理事高楠憲三望月耕一半田三藏ハ各其ノ住所ヲ左記ノ如ク變更ス
理事　高楠憲三　東京市杉並區天沼三丁目六百番地
理事　望月耕一　東京市豐島區長崎南町二丁目千八百九十三番地
理事　半田三藏　東京市澁谷區代々木上原町千二百八十五番地
一同日監事松下藤吉渡邊德三郎ハ各其ノ住所ヲ左記ノ如ク變更ス
監事　渡邊德三郎　東京市杉並區天沼三丁目八百十番地
監事　松下藤吉　東京市大森區池上德持町三百九十七番地
右昭和八年一月七日登記　東京區裁判所中野出張所

●有限責任振起住宅組合變更
理事監事任期滿了ノ處昭和七年十二月二十三日左ノ通リ重任ス
理事ノ氏名　石野厚　田中健治　我妻新俐
監事ノ氏名　小野田彌太郎　小町寶喜
右昭和八年一月十六日登記

●有限責任大里住宅組合變更
理事監事任期滿了ノ處昭和八年一月十二日左ノ通リ重任ス
理事ノ氏名　川島一　松吉見孫作　鈴木作治郎
監事ノ氏名　水谷豐　齋藤喜次
右昭和八年一月十八日登記　靜岡區裁判所

◎森林組合登記

●森林組合設立
一名稱　浦川村施業土工森林組合
一事務所　靜岡縣磐田郡浦川村浦川二千七百三十六番地
一目的及事業
一自由伐採ノ制限　二荒廢地伐採跡地及災害跡地造林ノ指導監督竝地盤保護施設　三火災盜難ニ對スル豫防防禦ノ設備　四害蟲其ノ他有害動物ノ豫防驅除　五林道索道木馬道其ノ他林產物搬出ノ設備及維持修繕　六非常通報ノ設備及維持修繕　七前四號ノ經營八組合員ノ委託ニヨル林產物ノ製造加工九組合員ノ委託ニヨル林產物竝其ノ製造加工品ノ保管貯藏又ハ販賣十其ノ他必要ト認ムル施設
一設立許可ノ年月日　昭和七年十二月二十日
一出資又ハ費用分擔ノ方法　本組合ノ費用ハ組合員ノ負擔トシ森林面積ヲ標準トシテ之ヲ定メ徵收期限及徵收方法ハ每年度總會ニ於テ之ヲ議決ス
一地區　靜岡縣磐田郡浦川村一圓トス但シ御料林縣有林官行造林地ヲ除ク
一理事ノ氏名住所
櫻本福任　磐田郡浦川村浦川四千百一番地
田高喜太郎　同所千二百五十番地
林政太郎　同所千九百十五番地
大友貞藏　同所二千三百五十三番地
矢部和作　同所四千四百二十五番地
三高貞次　同所二千三十二番地
本間淸作　同郡同村川合千四十二番地
一監事ノ氏名住所
內藤金市　同郡同村浦川千五百九十五番地
柴田孫市　同所三千百八十三番地
齋藤賴次　同郡同村川合三百七十一番地
右昭和八年一月二十一日登記　濱松區裁判所山香出張所

●森林組合設立
一名稱　池津川土工森林組合
一事務所　奈良縣吉野郡野迫川村大字池津川四十三番地
一目的及事業　森林產物搬出ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トシ施行スル事業左ノ如シ
一地區內林產物ノ搬出ニ必要ナル林道ノ築設
二前號林道ニ要スル橋梁ノ架設
三前各號ニ於ケル施設ノ維持
一設立許可年月日　昭和八年一月十二日
一出資又ハ分擔ノ方法　各組合員ノ費用分擔ノ割合ハ森林ノ面積ニ比例シテ之ヲ定ムルモノトス
一地區　吉野郡野迫川村大字池津川三番地山林五段五畝步同所四番地山林二町四畝二十一步同所五番地山林一段步同所六番地山林一畝二十六步同所十番地山林十九町步同所十三番地山林十六步同所十六番地山林一段步同所十七番地山林二畝步同所十九番地山林三段步同所二十二番地山林五畝步同所三十二番地山林三段五畝步同所四十一番地山林八畝十五步同所六十三番地山林五畝步同所六十五番地山林五畝步同所七十八番地山林一段五畝步同所七十九番地山林一畝步同所八十番地山林十三町三段六畝步同所八十一番地山林十町四段步同所八十二番地山林一畝步同所八十三番地山林五畝步同所八十四番地山林二段步同所八十五番地山林一畝十五步同所百十八番地山林一畝十五步同所百十九番地山林三畝步同所百六十九番地山林

二畝步同所百七十一番地山林五段步同所二百九十九番地山林[illegible]同所三百三番地山林二町六段步同所三百六番地山林[illegible]

林一段三畝十步同所三百三十四番地山林三町百三十三段八畝步同所三百三十三番地山林六段八畝步同所三百三十四番地山林一町七段步同所三百四番地山林一段步同所十番地山林三町三段步同所三百三十四番地山林二町四段步同所十番地山林一町七段步同所十番地山林一町七段步所十番地山林一町七段步
一理事ノ氏名住所
林川四十三番地　俊治　奈良縣吉野郡野迫川村大字池津川
林　武一　同所百二十番地
花谷仙太郎　同所九十七番地
林　政雄　同所五十二番地
中野　譲藏　大阪市天王寺區大通二丁目十一番地
一監事ノ氏名住所
中西嘉枝　奈良縣吉野郡野迫川村大字池津川百二十四番地
今谷安次　同村大字弓手原四番屋敷
一存立時期　設立ノ日ヨリ五十年
右昭和八年一月十九日登記　五條區裁判所阪本出張所

●森林組合設立
名稱三本木施業土工森林組合　事務所丹生郡國見村三本木第十二號十二番地　目的及事業森林ノ荒廢ヲ防止シ森林ノ利用ヲシテ國土保安ニ適合セシメ併而森林產物搬出ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ一地區內森林施業方法ノ指導監督二苗木ノ養成及供給三森林產物搬出ニ供スル林道ノ築設竝ニ維持四森林ノ保護五林產物ノ保管貯藏ノ設用六各組合員ヨリ履行スヘキ森林法令ニ基ク手續行爲　設立許可ノ年月日昭和七年十二月十五日　出資又ハ費用分擔ノ方法各組合員ノ費用分擔ノ割合ハ總額ノ八割ヲ各組合員所有ノ森林面積ニ比例シ他ノ二割ハ各組合員平等割トス　地區丹生郡國見村三本木地籍竝ニ坂井郡鷹巢村鹽第二十六號字坂ノ谷一圓ノ地域　理事ノ氏名住所一番地城本七郎兵衞丹生郡國見村三本木二十八號二十一番地城本三左衞門同郡同村三本所七號七番地伊藤淸次同郡同村同所二十二號七番地山本兵衞同郡同村同所二十七號十番地木村治郎兵衞同郡同村同所四十二號七番地宮本宮吉同郡同村同所五十九號三番地北川甚太郎同郡村同所六十八號四番地監事ノ氏名住所森本吉丹生郡國見村三本木六十九號五番地城崎彥左衞門同郡同村同所六號三番地
右昭和八年一月十九日登記　福井區裁判所越廼出張所

●田上施業森林組合變更
理事及監事任期滿了ニ付改選ノ處左記ノ者當選昭和八年一月十六日何レモ就任シタリ
理事　宮川景守　三方郡十村田上三十號六
同　齋藤宗之　三方郡十村田上十三號十番地
同　森六番地　邦俊　三方郡十村田上十九號二十六番地
監事　辻　織太郎　三方郡十村田上十四號一番地
同　井關友治郎　三方郡十村田上三十號九番地
昭和八年一月二十一日登記　敦賀區裁判所八村出張所

●大谷施業森林組合變更
一理事全員任期滿了ニ付中尾平次郎森鉤杉田岩吉明河政一ハ昭和八年一月十四日各重任セリ
一監事全員任期滿了ニ付明河金四郎明河秀太郎淸水政道ハ昭和八年一月十五日各重任セリ
昭和八年一月二十三日登記　小濱區裁判所

●下對山施業森林組合變更
監事任期滿了ノ處臨時總會ニ於テ左記ノ者再選昭和八年一月十一日各重任ス
日高喜代治日高若市日高孫市間甚一
右昭和八年一月二十一日登記　大森區裁判所出羽出張所

◎漁業組合登記

●長田濱漁業組合變更
左記ハ昭和八年一月十二日補缺監事ニ選任セラレ同日就任ス
闕岡三郎　安倍郡長田村用家百十五番地
右昭和八年一月十六日登記　靜岡區裁判所

●江浦漁業組合變更
理事土佐谷勝次郎ハ昭和八年一月七日辭任ス
理事小柴太郎右衞門ハ任期滿了ニ因リ昭和八年一月十日退任シ監事栗原喜久治ハ同日重任シ左記者同日理事ニ就任ス　小池良吉駿東郡靜浦村江浦四十二番地ノ七ノ一　同日左記者監事ニ就任ス　岩崎大次郎駿東郡靜浦村江浦百七十二番地

●重寺漁業組合變更
理事任期滿了ニ因リ小池富次郎ハ昭和八年一月十日退任シ理事日吉忠平監事靑木留藏日吉源次郎佐藤治八ハ同日各重任シ同日左記者理事ニ就任ス　加藤準藏田方郡內浦村重寺四十三番地
右昭和八年一月二十一日登記　沼津區裁判所

●伊豆山漁業組合變更
昭和八年一月十五日組合員總會ニ於テ理事靑木周平ハ組合ヨリ除名セラレタルニ因リ理事ノ資格ヲ喪失シタリ
右昭和八年一月十六日登記　沼津區裁判所熱海出張所

●內海漁業組合變更
一理事任期滿了ニ付昭和八年一月二十日左記ノ者新ニ理事ニ就任ス
小林久米藏　遠敷郡內外海村甲ヶ崎第八號一番地
昭和八年一月二十三日登記　小濱區裁判所

●西泊灣漁業組合變更
一監事增員ニ依リ昭和八年一月十日總會ニ於テ選擧ノ處左記ノ者當選同日就任ス
監事　修行嘉平　上縣郡豐崎村大字西泊三百二十七番地
右昭和八年一月二十日登記　嚴原區裁判所佐須奈出張所

●針濱漁業組合變更
昭和八年一月十五日理事阿部銀治ハ退任シ同日左記ノ者理事ニ就任ス
阿部忠藏　牡鹿郡女川町針濱字針濱百十九番地
右昭和八年一月二十日登記

●尾浦漁業組合變更
理事小松七五郎ハ昭和八年一月十日再選重任ス
右昭和八年一月二十三日登記　石卷區裁判所

●大間漁業組合(變更)
一監事全員任期滿了ノ處昭和八年一月八日臨時總會ニ於テ監事佃林太郎同中森由助同新田熊太郎再選同月十五日各重任ス
右昭和八年一月二十日登記　靑森區裁判所大間出張所

◎商業登記

●合名會社(設立)
一商號　柏谷合名會社
一本店　八王子市南町九番地
一目的　織物製造販賣及之ニ附隨スル業務
一設立ノ年月日　昭和八年一月二十五日
一代表社員ノ氏名　柏谷與七
一社員ノ氏名住所出資ノ種類及價格
金二万七千二百圓　柏谷與七　八王子市南町九番地
金二千三百圓　柏谷ムメ　同所同番地
金一万八千二百圓　柏谷善太郎　同所同番地
金百五十一圓　柏谷寬二郎　同市明神町一番地
金二千三百圓　柏谷寬二郎　同所同番地
一存立ノ時期　會社設立ノ日ヨリ向二十箇年
右昭和八年一月二十六日登記　八王子區裁判所

第1856号　付録

㊃合資會社菊屋佐兵衛商店變更
一無限責任社員菊地佐兵衛ハ　昭和八年一月十三日死亡ス
右昭和八年一月二十六日登記
宇都宮區裁判所

㊄下毛肥料株式會社變更
一取締役鹽澤忠吉ハ　昭和八年一月二十日退任シ同大橋正松籾田代造籾田富士ハ同日重任ス
昭和八年一月二十六日登記
宇都宮區裁判所鹿沼出張所

㊅株式會社茂木銀行變更（支店）
一取締役稻見勘次郎　若井文七大鏡善三郎塚本美代吉今井與志造石井小一郎見目三樹　監査役山口平兵衛渡邊金三郎河原邦ハ　昭和八年二月十七日重任ス
昭和八年一月二十六日登記
芳賀區裁判所祖母井出張所

㊆株式會社那須商業銀行變更（支店）
一取締役増田新七若林五郎　平山本久吾植竹飛次郎ハ　昭和八年一月二十日重任ス
一監査役江部順治川上久兵衛ハ　同日重任ス
昭和八年一月二十六日登記
大田原區裁判所黒磯出張所

㊇竹内燃織株式會社變更
一監査役任期滿了ニ付　昭和八年一月十五日左記ノ者重任ス
坂上甚三郎　前橋市諏訪町三十一番地ノ二
昭和八年一月二十六日登記
前橋區裁判所

㊈株式會社西濃銀行變更（支店）
昭和八年一月二十三日左記ノ者監査役ニ重任ス
大高德太郎加藤角太郎高山長十中山均　山田源三郎篠ヶ瀬良一郎
昭和八年一月二十六日登記
濱松區裁判所笠井出張所

㊉御前崎冷藏株式會社變更
ニ付昭和八年一月十五日取締役監査役満期
猪吉下村勝次郎　監査役下村半七ハ各重任ス
右昭和八年一月二十三日登記
掛川區裁判所相良出張所

㊊合資會社設立
一商號　合資會社昭和工業所
一本店　南都留郡谷村町下谷百六十二番地
一目的　土木建築勞力ノ請負前項ニ關聯スル付帶事業
一設立ノ年月日　昭和八年一月二十四日
一代表社員ノ氏名　都倉龜吉

一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金八百圓　無限　都倉龜吉　山梨縣南津留郡谷村町下谷百六十二番地
金七百圓　有限　平井匡亘　同縣同郡同町下谷百五十二番地
金七百圓　有限　吉田廣三郎　同縣同郡同町下谷三百五十九番地
金七百圓　有限　里吉舜次　同縣同郡同町下谷三十二番地
金七百圓　有限　山崎三郎　同縣同郡同町下谷百四十六番戸
金七百圓　有限　宮澤麟作　同縣同郡同町上金七百圓　有限　奈良榮兵衛　同縣同郡同町下谷百四番地
一存立時期　定款作成ノ日ヨリ滿二十年
昭和八年一月二十五日登記
谷村區裁判所

㊋甲東閘戸擬絲株式會社變更
監査役守屋敏造安藤鐵藏和智安三　志村角兵衛ハ昭和八年一月十二日各重任ス

㊌株式會社上野原銀行變更
監査役倉田澤太郎細田賢作ハ　昭和八年一月二十日辭任シ左者新ニ監査役ニ就任ス　北都留郡上野原町三千五百八十番地　三瀦子朗同郡島田村新田四百七十四番地　細田榊
取締役山口延勝加藤角太郎　山口梁治郎細田英一郎任期滿了ニ付昭和八年一月二十日重任シ左記ノ者新ニ取締役ニ就任ス
細田　賢作　倉田澤太郎　神奈川縣津久井郡名倉村二千四百三十八番地
昭和八年一月二十五日登記
谷村區裁判所上野原出張所

㊍内村自動車株式會社變更
一取締役田中庄五郎監査役瀧澤今朝邦ハ　昭和八年一月十六日重任シ同日左記ノ者取締役及監査役ニ就任ス
一取締役ノ氏名住所
瀧澤　久作　長野縣小縣郡西内村大字平井千三百七十九番地イ號
瀧澤　惠　同縣同郡同村同大字百二十六番地
櫻井　柳作　同縣同郡同村同大字九百十八番
小林袈裟吉　同縣同郡同村同大字六百五十八番地イ號
一監査役ノ氏名住所
瀧澤　勝　長野縣小縣郡西内村十三番地

和方金錄　同縣同郡同村百四十七番地
昭和八年一月二十五日登記
上田區裁判所丸子出張所

㊎丸松商事株式會社變更
一取締役今井眞平陶山傳兵衛宮坂彌吉上保助市胡桃澤勘內ハ　昭和八年一月二十一日重任ス
昭和八年一月二十六日登記
松本區裁判所

㊏合名會社青木製絲所變更
一昭和八年一月二十日總社員ノ同意ニ因リ社員青木房次郎ハ金七千五百圓　社員青木直志ハ金七百圓　社員中澤鎭男ハ金八百圓　社員青木勝雄ハ金五百圓　社員青木佐一ハ金五百圓ヲ增加出資シタルニ付各社員ノ出資額ヲ左ノ通リ變更ス
金一万二千圓　青木房次郎
金千圓　中澤鎭男
金千圓　青木佐一
金千圓　青木直志
一金千圓　青木勝雄
昭和八年一月二十八日登記
松本區裁判所鹽尻出張所

㊐臨港土地建物株式會社變更
一監査役清水啓藏ハ　昭和八年一月十八日　重任ス

㊑新潟倉庫株式會社變更
一取締役山崎修平白勢春三幸田慶三郎　熊倉龍松ハ　昭和八年一月十九日重任ス
一監査役藤田簡吉安藤文平ハ　同日重任ス

㊒新潟臨港株式會社變更
一取締役中野信吾ハ　昭和八年一月十四日　死亡ス
昭和八年一月二十五日登記
新潟區裁判所

㊓株式會社新潟銀行變更（支店）
一取締役渡邊貞一ハ　昭和八年一月二十二日　退任シ　同月二十三日齋藤喜十郎齋藤庫之助　長谷川馥渡川長八佐藤讓之輔中野忠太郎　伊藤文吉山口誠太郎ハ各重任ス
一會社ヲ代表スヘキ取締役齋藤喜十郎ハ　昭和八年一月二十三日重任ス
昭和八年一月二十六日登記
新潟區裁判所新津出張所

㊔株式會社第四銀行變更（支店）
取締役中野信吾ハ　昭和八年一月十四日死亡ス
昭和八年一月二十四日登記

㊕株式會社新潟銀行變更（支店）
取締役齋藤喜十郎齋藤庫之助長谷川馥　廣川長八佐藤讓之助中野忠太郎　伊藤文吉山口誠太郎ハ　昭和八年一月二十三日重任ス
會社ヲ代表スヘキ取締役齋藤喜十郎ハ　昭和八年一月二十三日就任ス
昭和八年一月二十六日登記
新潟區裁判所村松出張所

㊖株式會社新潟銀行變更（支店）
一昭和八年一月二十二日取締役渡邊貞一ハ退任シ同齋藤喜十郎齋藤庫之助　長谷川馥渡川長八佐藤讓之輔中野忠太郎伊藤文吉山口誠太郎ハ　同月二十三日重任ス
一會社ヲ代表スヘキ取締役齋藤喜十郎ハ　昭和八年一月二十三日重任ス
昭和八年一月二十六日登記
新發田區裁判所

㊗丸乙寺泊運送合資會社解散
一昭和八年一月十一日無限責任社員青柳平五郎死亡シ有限責任社員ノミトナリタルニ　因リ解散ス
昭和八年一月二十四日登記

㊘同會社清算人選任
一清算人ノ氏名住所　山崎太三治　三島郡寺泊町大字戸崎八百五十七番地
昭和八年一月二十五日登記
長岡區裁判所寺泊出張所

㊙株式會社安塚銀行變更（支店）
監査役村山眞雄横山政晴山口得郎　小松襄雄本山正雄ハ　昭和八年一月二十一日重任ス
昭和八年一月二十六日登記
高田區裁判所

㊚株式會社安塚銀行變更（支店）
一監査役村山眞雄横山政晴山口得郎　小松襄雄本山正雄ハ　昭和八年一月二十一日各重任ス
昭和八年一月二十六日登記
高田區裁判所柿崎出張所

㊛中野酒造株式會社解散
株主總會ノ決議ニ因リ　昭和八年一月十日　解散ス
清算人ノ氏名住所
竹田豐次郎　西頸城郡名立村大字杉野瀨二百十二番地
足利　伊作　同郡同村大字東浦生田子三百五番地
池亀　治作　同郡同村大字森六百十七番地
吉澤　準作　同郡同村大字折戸五百七十一番地
平原　平治　同郡名立町大字名立大町二百二十一番地
昭和八年一月二十四日登記
糸魚川區裁判所能生出張所

許可 昭和18年5月6日 内務省